

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会  
第20回会議

## 参 考 資 料

## 目 次

- 取調べの録音・録画制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 通信傍受の合理化・効率化，会話傍受・・・・・・・・・・ 7 頁
- 刑の減免制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，刑事免責制度・・・ 18 頁
- 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方・・・・・・・・・・ 28 頁
- 被疑者国選弁護制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 頁
- 証拠開示制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73 頁
- 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充・・・・・・ 90 頁
- 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99 頁
- 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方・・・・・・・・・・ 109 頁

# 取調べの録音・録画制度

### 被疑者取調べの録音・録画制度について

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ（弁解録取を含む。）に際しては、取調べを行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録音・録画（録画等）の方法により記録しなければならないものとする。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならないものとする。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べを録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べにおける録画等又は録音を停止することができるものとする。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでないものとする。

#### （第198条の2）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者の取調べ等（取調べ又は第二百三条乃至第二百五条に規定する弁解の機会をいう。以下同じ。）に際しては、取調べ等を行う場所に被疑者が出頭してから退去するまでの状況を録画等（録音と同時に録画することをいう。以下同じ。）の方法により記録しなければならない。但し、被疑者が録画されることを拒んだときは、録音の方法により記録しなければならない。

被疑者若しくは共犯の言動、被疑者若しくは共犯がその構成員である団体の主張又は当該団体の他の構成員の言動その他の事情に照らし、取調べ等を録画等又は録音することにより被疑者、その親族又はこれに準ずる者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるときは、被疑者の意見を聴いた上で、当該取調べ等における録画等又は録音を停止することができる。但し、被疑者が録画等又は録音の停止に異議を述べたときは、この限りでない。

録音・録画義務の規定に違反し、又は例外規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べにおける供述は、証拠とすることができないものとする。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

検察官は、取調べ状況を立証しようとするときは、当該取調べの状況を記録した媒体を用いなければならない（記録媒体がないときは、当該取調べの状況を立証することができない）ものとする。但し、当該取調べについて、例外規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでないものとする。

（第322条）

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

前項の規定にかかわらず、第九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

—（略）

（第321条1項）

被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 （略）

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは

身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

(略)

(略)

(略)

第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、第百九十八条の二第一項の規定に違反し、又は同条第二項本文の規定により録画等又は録音を停止して行われた取調べ等において作成された供述録取書等は、証拠とすることができない。但し、機器の故障によって録画等又は録音することができなかつたときは、この限りでない。

(第324条)

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二条の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一条第一項第三号及び第五号の規定を準用する。

(第302条の2)

検察官は、被告人又は被告人以外の者の供述に関し、その取調べ等の状況を立証しようとするときは、当該取調べ等の状況を第百九十八条の二の規定により記録した媒体を用いなければならない。但し、当該取調べについて、第百九十八条の二第二項本文の規定により録画等若しくは録音を停止したとき、又は機器の故障によって録画等若しくは録音することができなかつたときは、この限りでない。

以上

**【参照条文】**  
**(取調べの録音・録画制度関係)**

○ **刑事訴訟法**

第九十八條

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

- 2 前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。
- 3 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。
- 4 前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。
- 5 被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第二百三條

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを檢察官に送致する手続をしなければならない。

- 2 前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。
- 3 司法警察員は、第三十七條の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七條の三第二項の規定により第三十一條の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。
- 4 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

## 第二百四条

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

- 2 検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。
- 3 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

## 第二百五条

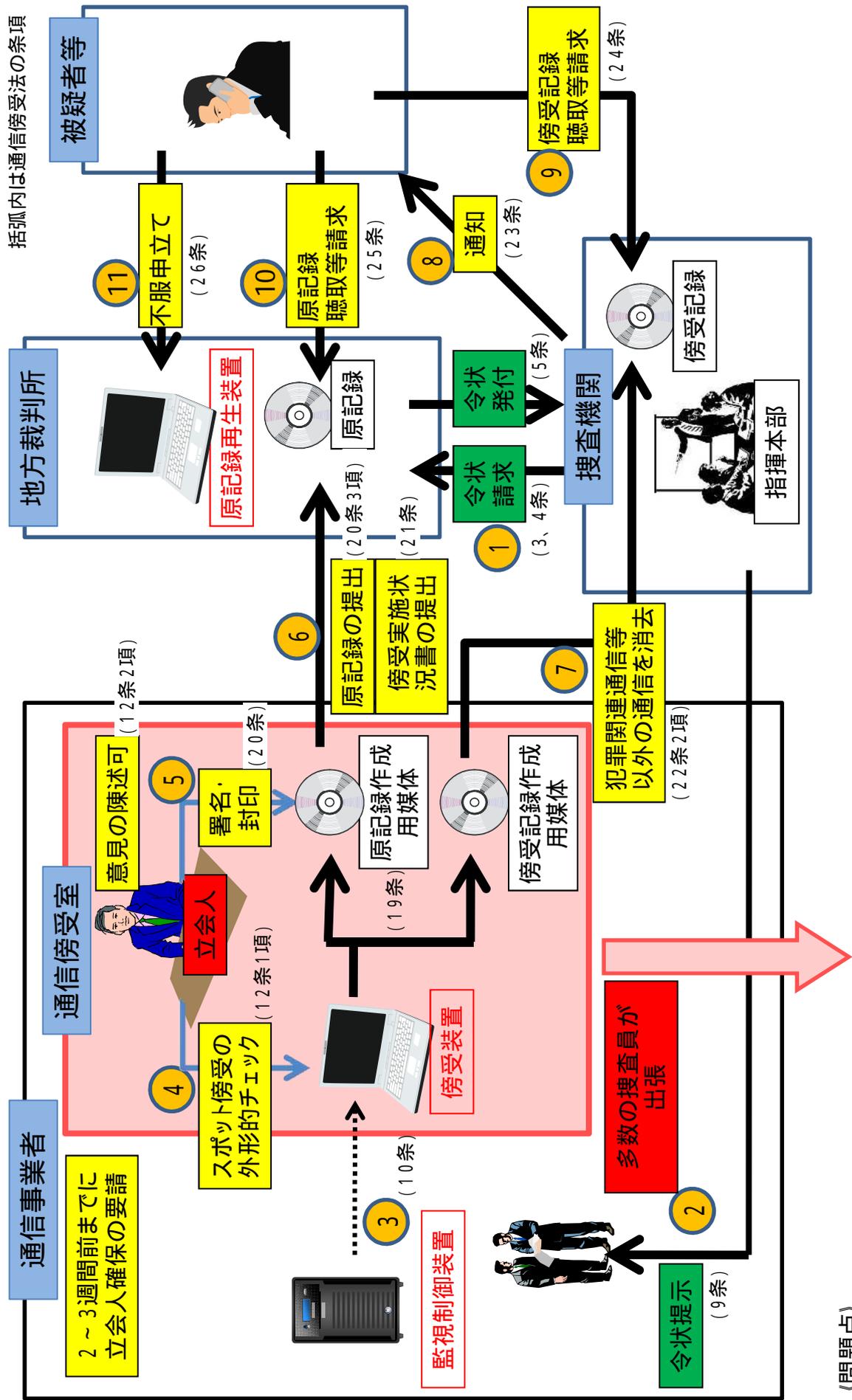
検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

- 2 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。
- 3 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。
- 4 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
- 5 前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

通信傍受の合理化・効率化，会話傍受

# 現行通信傍受法における傍受実施手続

資料1



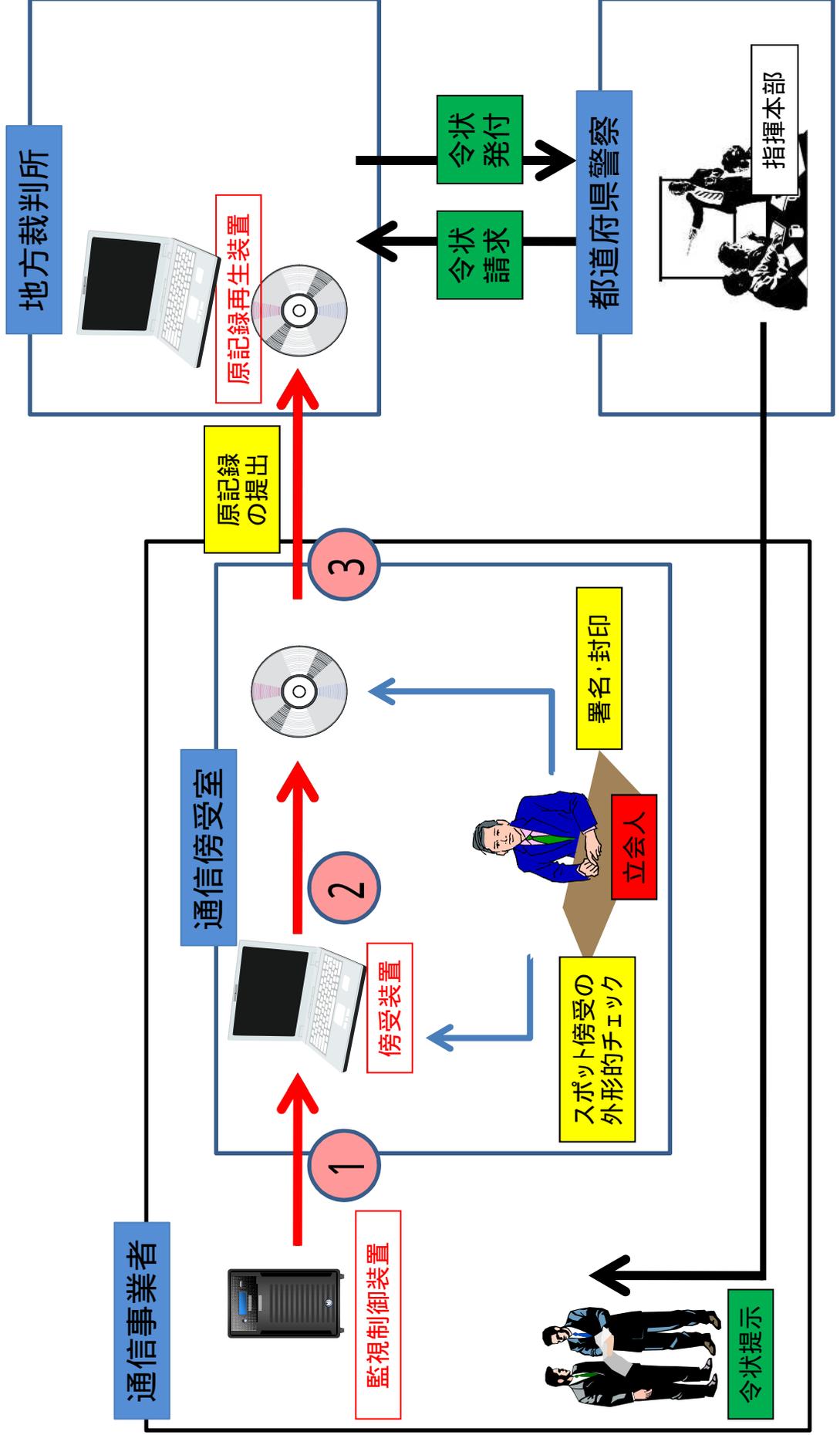
(問題点)

実施直前の要請、深夜・早朝の実施では立会人確保が困難であり、捜査上の支障大  
 事業者施設以外では実施できず捜査体制の負担大

# 現行通信傍受法における不正の防止

資料2

通信事業者施設内での傍受実施 → 通信データの改ざん等は不可能  
立会人による常時立会い → スポット傍受の適正な実施  
立会人による署名・封印 → 原記録の改ざんは不可能(傍受内容の検証が可能)

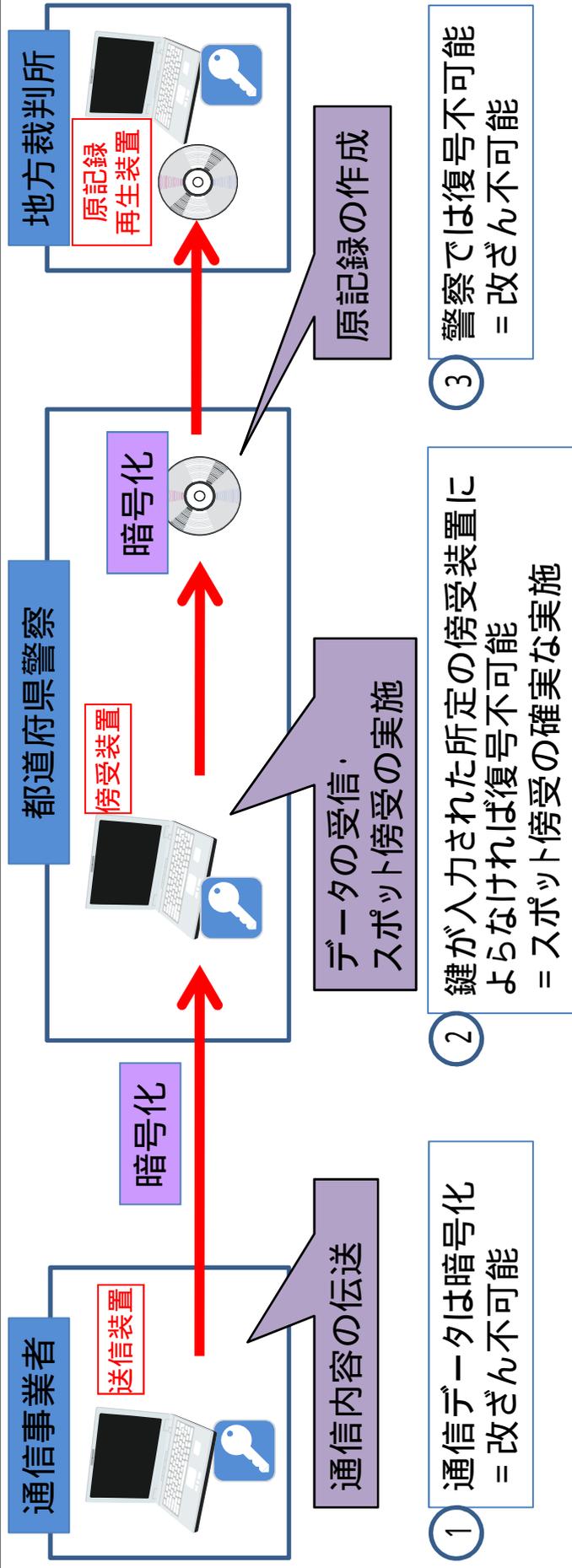


# 検討中の傍受システムによる傍受のポイント

資料3

・ 立会人を置かず、警察施設で傍受を実施する

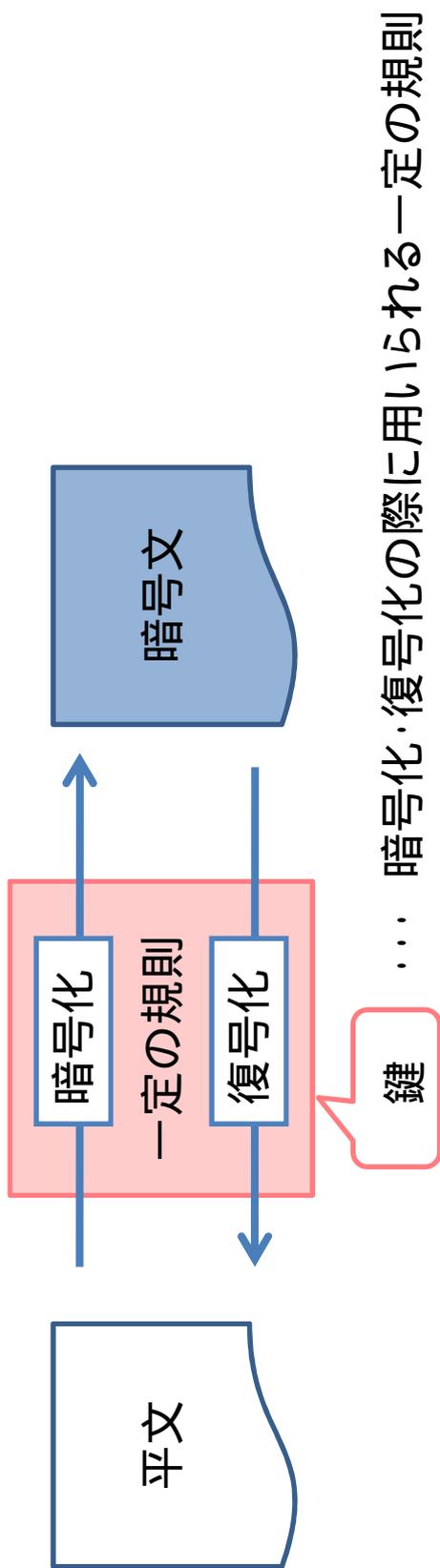
不正を防止する技術的措置



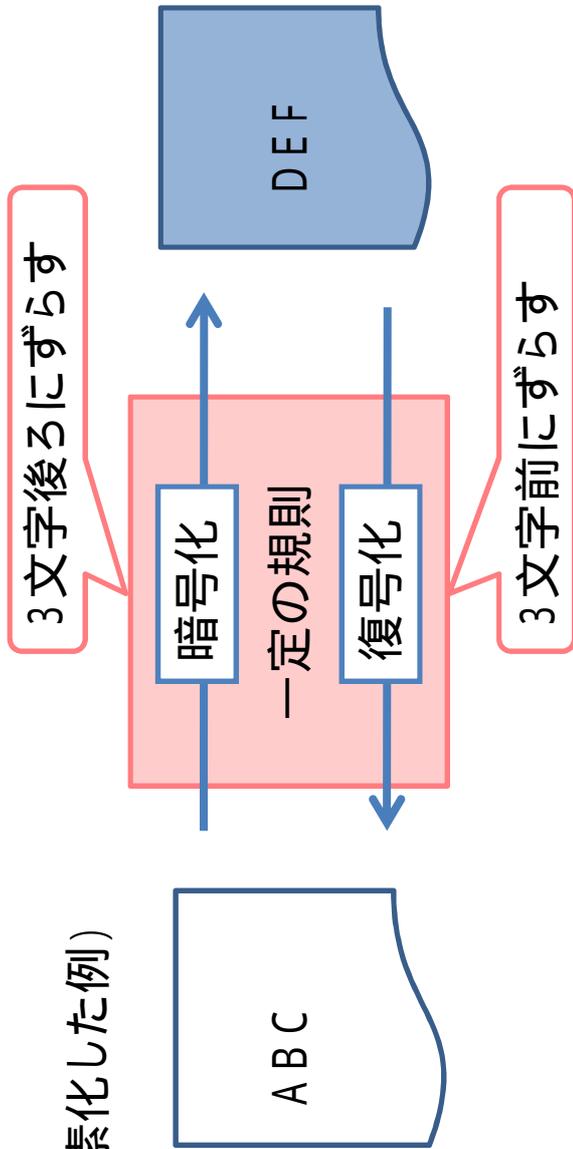
## 《鍵の管理》

- ・ 通信事業者・裁判所 : それぞれの機関で適切に管理
- ・ 都道府県警察 : パソコンの揮発性メモリにアドレス指定で書き込み  
↑ 正規の傍受ソフトのみで作動、鍵の取り出しは不能

# 暗号化・復号化に用いる鍵



(極めて簡素化した例)

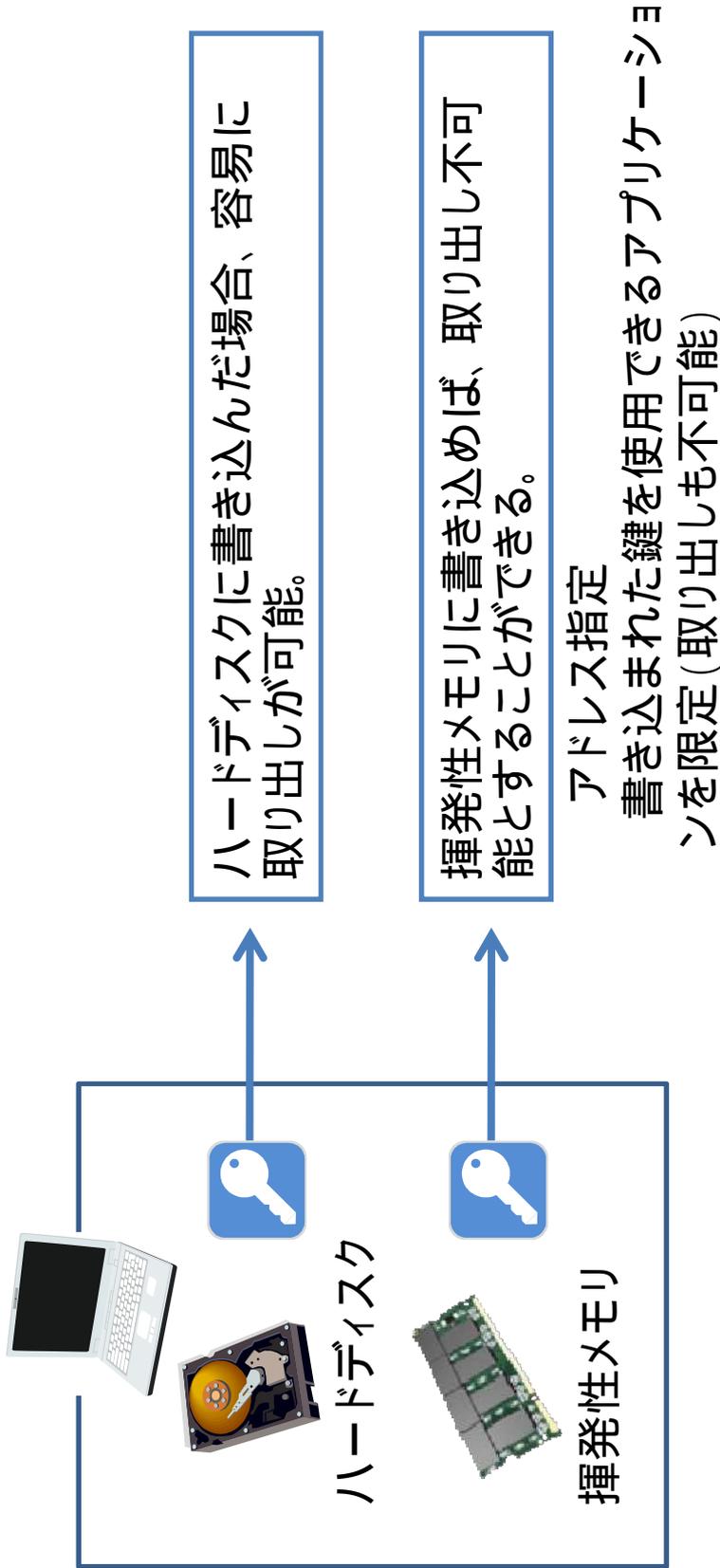


# 傍受装置に入力した鍵を取り出せなくする方法

## 揮発性メモリ

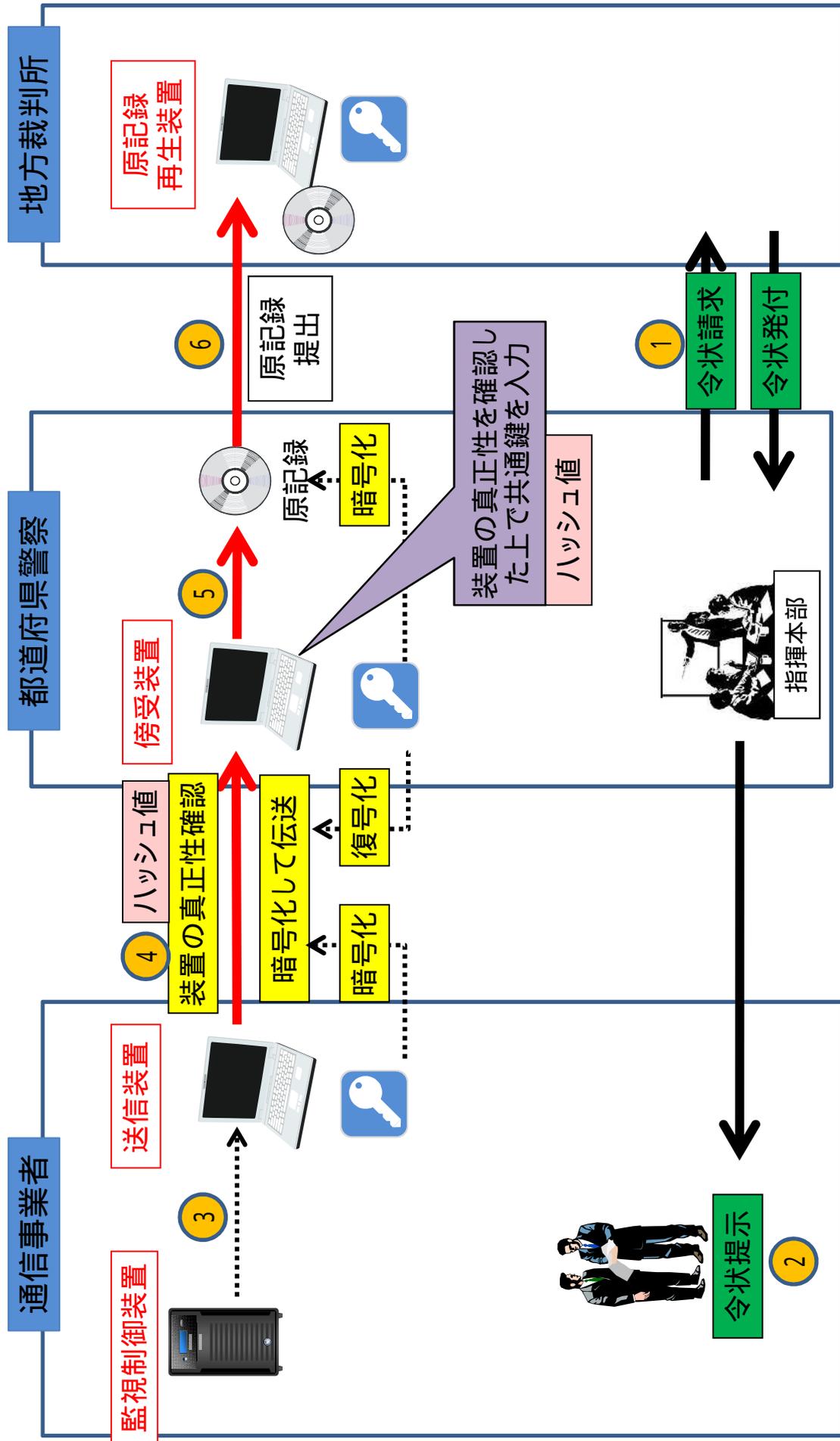
コンピュータで使われるメモリの一種で、電源を供給しないと記憶している情報を保持できないメモリの総称。  
(例) RAMなど。

(参考) 不揮発性メモリ 電源を供給しなくても情報を保持(例: USBメモリ)



# 検討中の傍受システムにおける傍受実施手続

資料6



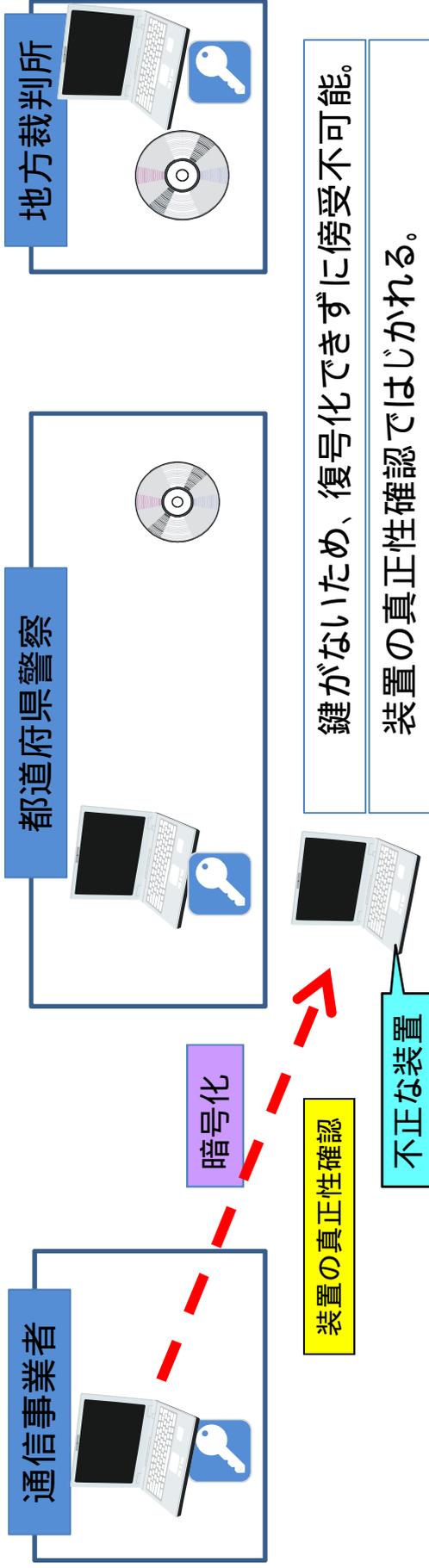
暗号化・復号化の鍵により傍受の技術的安全性が飛躍的に向上  
 立会人確保が不要となり、通信事業者の負担と捜査上の支障が解消  
 各都道府県警察施設で実施可能となり、捜査体制上の負担が解消

# 検討中の傍受システムにおける不正の防止(1)

資料7

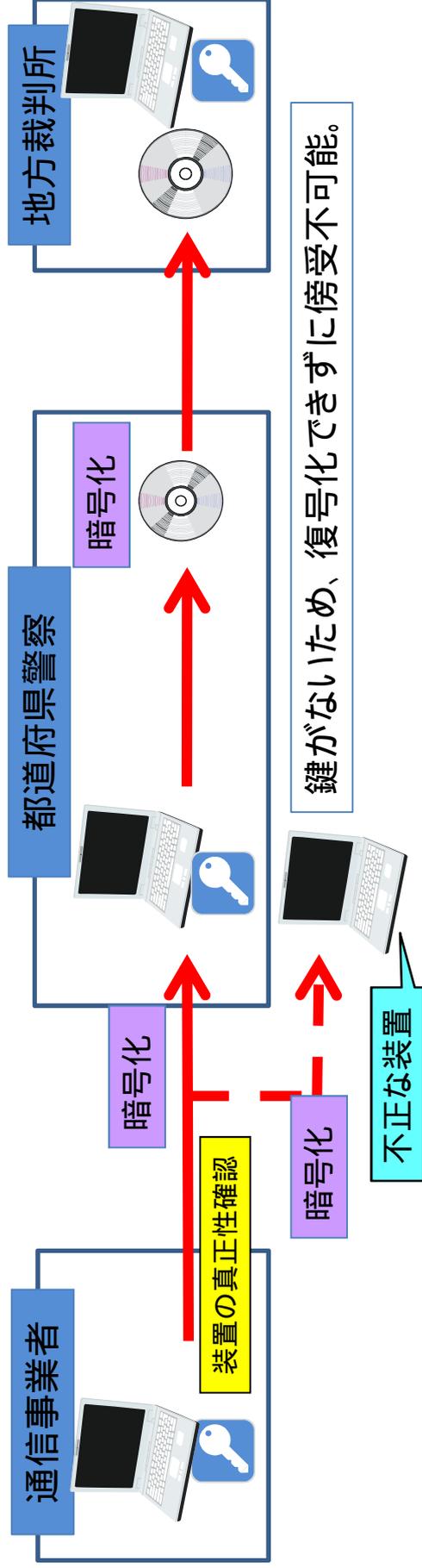
《想定される不正(1)》

所定の傍受装置を使わずに、別の不正な装置を使って、全通話を傍受する。



《想定される不正(2)》

所定の装置の使用と同時に、通話内容を別の不正な装置にも送信させ、全通話を傍受する。

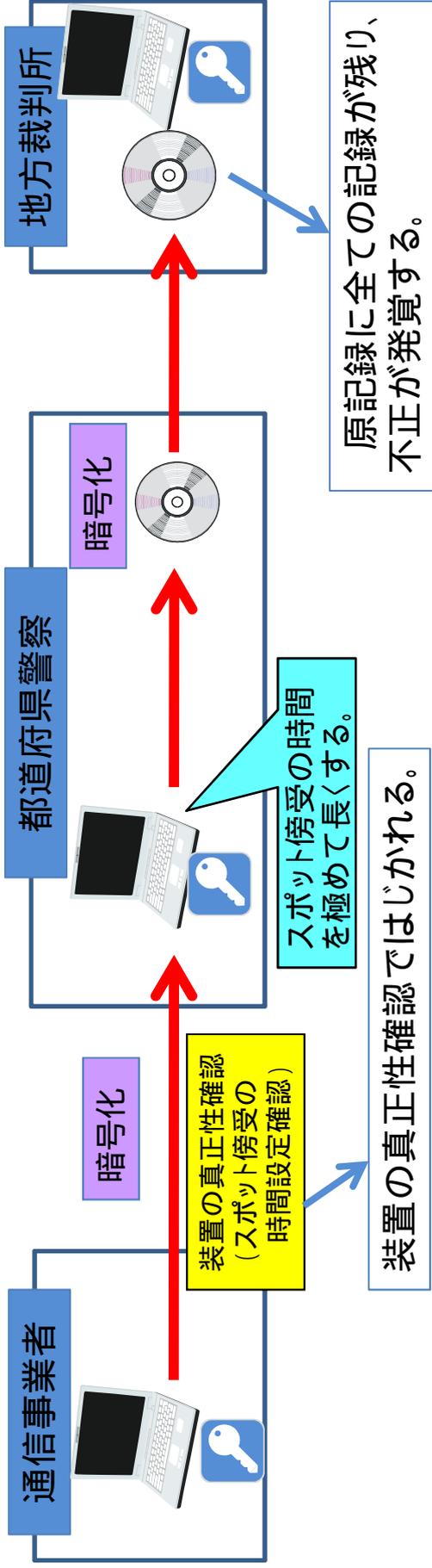


## 検討中の傍受システムにおける不正の防止(2)

資料8

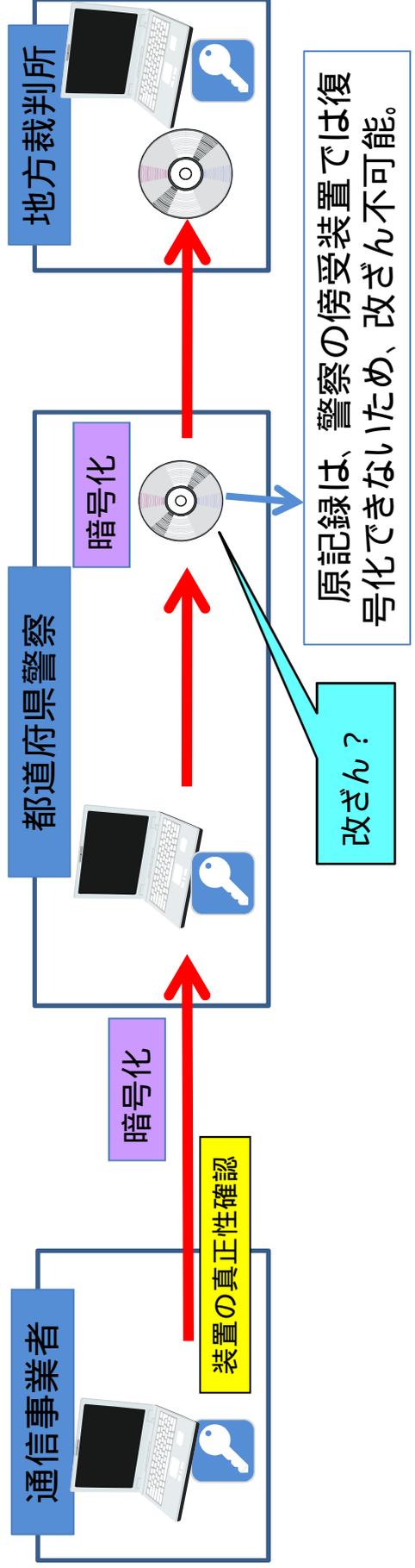
《想定される不正(3)》

所定の傍受装置を使うが、スポット傍受の時間を極めて長くして、全通話を傍受する。



《想定される不正(4)》

原記録媒体の内容を改ざんする。



平成25年5月23日  
警察庁刑事局刑事企画課長  
島 根 悟

## 通信傍受が有効とみられる犯罪

### 1 組織を背景とした犯罪

- ・ 振り込め詐欺関連
- ・ 組織的強盗・窃盗関連
- ・ 児童ポルノ関連
- ・ ヤミ金関連
- ・ 人身取引関連

### 2 暴力団犯罪関連

- ・ 一般国民が標的となり得る犯罪
- ・ 賭博関連
- ・ マネー・ローンダリング関連

### 3 組織性の解明のために通信傍受が有効とみられる凶悪犯罪

- ・ 殺人・誘拐関連

### 4 テロ犯罪関連

### 5 その他

**【参照条文】**  
**(通信傍受の合理化・効率化関係)**

○ **犯罪捜査のための通信傍受に関する法律**

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせるできないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

- 2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に関し意見を述べることができる。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に行われた通信であって、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

- 2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

- 2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二條第二項の手續の用に供するための複製を作成することができる。
- 3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出しなければならない。

刑の減免制度，捜査・公判協力型協  
議・合意制度及び刑事免責制度

**【参考条文】**  
**(刑の減免制度関係)**

○ 刑法

(自首等)

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等幫助)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幫助した者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十条 前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。

(私戦予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(偽証)

第一百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第一百七十条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(虚偽鑑定等)

第一百七十一条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

(虚偽告訴等)

第一百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第一百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

## 【参考条文】

### (捜査・公判協力型協議・合意制度関係)

#### ○ 刑事訴訟法

(起訴便宜主義)

第二百四十八条 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

(公訴の取消し)

第二百五十七条 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

(弁論)

第二百九十三条 証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

(起訴状の変更)

第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

2 裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰条を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

3 裁判所は、訴因又は罰条の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

4 裁判所は、訴因又は罰条の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

(申立ての要件と手続)

第三百五十条の二 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

2 前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。

3 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書

面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

- 4 被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを行うことができる。
- 5 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。
- 6 第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

（略式命令）

第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる。

（略式手続についての説明と被疑者の異議）

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

- 2 被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

（略式命令の請求）

第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

- 2 前項の書面には、前条第二項の書面を添付しなければならない。

**【参考条文】**  
**(刑事免責制度関係)**

○ **日本国憲法**

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

○ **刑事訴訟法**

(自己の刑事責任と証言拒絶権)

第四百六十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

(証人尋問の請求)

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

(同前)

第二百二十七条 第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

(証人尋問)

第二百二十八条 前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

2 裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち合わせることができる。

○ **刑事訴訟規則**

第二百一十一条 証人に対しては、尋問前に、自己又は法第四百四十七条に規定する者が刑事訴

追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

- 2 法第百四十九条に規定する者に対しては、必要と認めるときは、同条の規定により証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

第二百二十二条 証言を拒む者は、これを拒む事由を示さなければならない。

- 2 証言を拒む者がこれを拒む事由を示さないときは、過料その他の制裁を受けることがある旨告げて、証言を命じなければならない。

第六十二条 法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求を受けた裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち合わせることができる。

**【参考判例】**  
**(刑事免責制度関係)**

○ 最高裁平成7年2月22日大法廷判決〔抜粋〕

「第一 被告人 a の弁護人木村喜助の上告趣意（同弁護人外四名連名の上告趣意書）第一点及び同弁護人の上告趣意（同弁護人外一名連名の上告趣意書）並びに被告人 b の弁護人宮原守男、同森本脩、同志村利昭の上告趣意第一点及び第二点について。

右各上告趣意は、c 及び d に対する各嘱託証人尋問調書の証拠能力を肯定した原判決を論難するが、本件嘱託証人尋問調書を除いても、原判決の是認する第一審判決の挙示するその余の關係証拠によって、同判決の判示する本件各犯罪事実を優に認定することができるから、所論は、原判決の結論に影響を及ぼさない主張というべきである。

しかしながら、所論の重要性にかんがみ、本件嘱託証人尋問調書の証拠能力の有無について、以下判断を示すこととする。

本件嘱託証人尋問調書の証拠能力を肯定した原判決は、是認することができない。

その理由は、以下のとおりである。

- 一 本件嘱託証人尋問調書は、第一審裁判所において、刑訴法三二一条一項三号に該当する証拠能力を有する書面として取り調べられ、本件各犯罪事実を認定する証拠として挙示されているものであるところ、原判決及びその是認する第一審裁判所の昭和五三年一月二〇日付け決定によれば、その作成の経緯は、次のとおりである。

東京地方検察庁検察官は、東京地方裁判所裁判官に対し、被告人 b 外二名に対する贈賄及び氏名不詳者数名に対する収賄等を被疑事実として、刑訴法二二六条に基づき、当時アメリカ合衆国に在住した c、d に対する証人尋問を、国際司法共助として同国の管轄司法機関に嘱託してされたい旨請求した。右請求に際して、検事総長は、本件証人の証言内容等に仮に日本国法規に抵触するものがあるとしても、証言した事項について右証人らを刑訴法二四八条により起訴を猶予するよう東京地方検察庁検事正に指示した旨の宣明書を、また、東京地方検察庁検事正は、右指示内容と同じく証人らを同条により起訴を猶予する旨の宣明書を発しており、東京地方裁判所裁判官は、アメリカ合衆国の管轄司法機関に対し、右宣明の趣旨を c らに告げて証人尋問されたいとの検察官の要請を付記して、c らに対する証人尋問を嘱託した。これを受けた同国の管轄司法機関であるカリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所は、本件証人尋問を主宰する執行官（コミッショナー）を任命し、まず、c に対する証人尋問が開始されたが、その際、c が日本国において刑事訴追を受けるおそれがあることを理由に証言を拒否し、d らも同様の意向を表明し、前記検事総長及びその指示に基づく東京地方検察庁検事正の各宣明によって日本国の法規上適法に刑事免責が付与されたか否かが争われたところから、右連邦地方裁判所ファーガソン判事が、c らに対する証人尋問を命じるとともに、日本国において公訴を提起されることがない旨を明確にした最高裁判所のオーダー又はルールが提出されるまで本件嘱託に基づく証人尋

問調書の伝達をしてはならない旨裁定した。そこで、検事総長が改めてcらに対しては将来にわたり公訴を提起しないことを確約する旨の宣明をし、最高裁判所は検事総長の右確約が将来にわたり我が国の検察官によって遵守される旨の宣明をし、これらが右連邦地方裁判所に伝達された。これによって、以後cらに対する証人尋問が行われ、既に作成されていたものを含め、同人らの証人尋問調書が順次我が国に送付された。

二 右のような経緯にかんがみると、前記の検事総長及び東京地方検察庁検事正の各宣明は、cらの証言を法律上強制する目的の下に、同人らに対し、我が国において、その証言内容等に関し、将来にわたり公訴を提起しない旨を確約したものであって、これによって、いわゆる刑事免責が付与されたものとして、cらの証言が得られ、本件嘱託証人尋問調書が作成、送付されるに至ったものと解される。

三 そこで考察するに、「事実の認定は、証拠による」（刑訴法三一七条）とされているところ、その証拠は、刑訴法の証拠能力に関する諸規定のほか、「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」（同法一条）刑訴法全体の精神に照らし、事実認定の証拠とすることが許容されるものでなければならない。本件嘱託証人尋問調書についても、右の観点から検討する必要がある。

1 (一) 刑事免責の制度は、自己負罪拒否特権に基づく証言拒否権の行使により犯罪事実の立証に必要な供述を獲得することができないという事態に対処するため、共犯等の関係にある者のうちの一部の者に対して刑事免責を付与することによって自己負罪拒否特権を失わせて供述を強制し、その供述を他の者の有罪を立証する証拠としようとする制度であって、本件証人尋問が嘱託されたアメリカ合衆国においては、一定の許容範囲、手続要件の下に採用され、制定法上確立した制度として機能しているものである。

(二) 我が国の憲法が、その刑事手続等に関する諸規定に照らし、このような制度の導入を否定しているものとまでは解されないが、刑訴法は、この制度に関する規定を置いていない。この制度は、前記のような合目的な制度として機能する反面、犯罪に関係のある者の利害に直接関係し、刑事手続上重要な事項に影響を及ぼす制度であるところからすれば、これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される。しかし、我が国の刑訴法は、この制度に関する規定を置いていないのであるから、結局、この制度を採用していないものというべきであり、刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることは、許容されないものといわざるを得ない。

(三) このことは、本件のように国際司法共助の過程で右制度を利用して獲得された証拠についても、全く同様であって、これを別異に解すべき理由はない。けだし、国際司法共助によって獲得された証拠であっても、それが我が国の刑事裁判上事実認定の証拠とすることができるかどうかは、我が国の刑訴法等の関係法令にのっとって決せられる

べきものであって、我が国の刑訴法が刑事免責制度を採用していない前示のような趣旨にかんがみると、国際司法共助によって獲得された証拠であるからといって、これを事実認定の証拠とすることは許容されないものといわざるを得ないからである。

- 2 以上を要するに、我が国の刑訴法は、刑事免責の制度を採用しておらず、刑事免責を付与して獲得された供述を事実認定の証拠とすることを許容していないものと解すべきである以上、本件嘱託証人尋問調書については、その証拠能力を否定すべきものと解するのが相当である。」

被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

## 住居等制限命令制度について

裁判所は、現行の勾留と同じ要件が認められるときは、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じること（住居等制限命令）ができるものとする。

（新設）

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、被告人に対し、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な事項を命じること（以下「住居等制限命令」という。）ができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 三 被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

起訴後の住居等制限命令の期間は、現行の起訴後勾留と同一とする。

（新設）

住居等制限命令の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

住居等制限命令違反を勾留要件（４号）として規定する。

現行の２号（罪証隠滅）及び３号（逃亡）の要件に、住居等制限命令によっては罪証の隠滅又は逃亡を防止することが困難であると認められることを加える。

勾留は、被告人の身体を拘束する必要性の程度並びに身体を拘束することによって被告人が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認める場合に限り、することができるものとする。

( 60条1項改正 )

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたり、かつ、被告人の身体を拘束する必要性の程度並びに身体を拘束することによって被告人が受けるおそれのある不利益の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、住居等制限命令によってはこれを防止することが困難であると認められるとき。
- 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、住居等制限命令によってはこれを防止することが困難であると認められるとき。
- 四 被告人が住居等制限命令に違反したとき。

住居等制限命令の理由又は必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て住居等制限命令を取り消さなければならないものとする。

( 87条改正 )

住居等制限命令若しくは勾留の理由又は住居等制限命令若しくは勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、住居等制限命令を受け若しくは勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て住居等制限命令又は勾留を取り消さなければならない。

検察官は、裁判官に、逮捕された被疑者に対する住居等制限命令を請求することができるものとする。

( 204条、205条及び206条改正 )

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者(前条の規定により送致された被疑者を除く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、住居等の制限及び留置の必要がないと思料するときは直ちにこ

れを釈放し、住居等の制限又は留置の必要があると料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、住居等制限命令又は勾留の請求をすることを要しない。

検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、住居等の制限及び留置の必要がないと料するときは直ちにこれを釈放し、住居等の制限又は留置の必要があると料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求しなければならない。

検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の住居等制限命令又は勾留を請求することができる。

住居等制限命令の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する（被疑者が住居等制限命令に違反したときは、職権で被疑者を勾留することができる）ものとする。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、住居等制限命令を発しなければならないものとする。

（207条改正）

住居等制限命令又は勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、住居等制限命令又は勾留の請求を受けたときは、速やかに住居等制限命令又は勾留状を発しなければならない。ただし、住居等制限命令又は勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により住居等制限命令又は勾留状を発することができないときは、住居等制限命令又は勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

勾留の請求を受けた裁判官は、勾留の理由がないと認める場合において、住居等制限命令の理由があると認めるときは、速やかに住居等制限命令を発しなければならない。

住居等制限命令違反を理由とする起訴前勾留の期間は、勾留状を執行した日から10日とする。

(208条1項改正)

前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日(第六十条第四号にあたる場合は勾留状を執行した日)から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

起訴前の住居等制限命令の期間は30日とし、やむを得ない事由があると認めるときは、1回30日を超えない範囲内、通じて60日を超えない範囲内で延長することができるものとする。

(新設)

前条の規定により被疑者に住居等制限命令を発した事件につき、住居等制限命令又は勾留の請求をした日から三十日以内に公訴を提起しないときは、住居等制限命令は、その効力を失う。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を三十日を超えない範囲内で延長することができる。この期間の延長は、通じて六十日を超えることができない。

以上

## 身体拘束の適正な運用を担保するための指針について

### 1 否認等の不利益取扱いの禁止

#### 提案

勾留又は保釈の裁判においては、被疑者若しくは被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について第326条の同意をしないことを被疑者若しくは被告人に不利益に考慮してはならないものとする。

#### 提案理由

従来、嫌疑を否認する供述態度や黙秘という供述態度は、勾留・保釈の裁判において、罪責を免れる意図を窺わせ、罪証隠滅や逃亡の主観的意図を推認させるものとして、被疑者・被告人に不利益に取り扱われてきた。

確かに、実際には罪を犯している被疑者・被告人が、罪責を免れる意図に基づいて、否認という供述態度をとる場合もあることは否定しない。

しかし、他方で、罪を犯していない被疑者・被告人は、嫌疑を否認するのが当然である。そのため、否認という供述態度の不利益取扱いは、罪を犯していない被疑者・被告人の身体を長期間にわたり拘束し、重大な不利益を被らせるといった不当な結果をもたらしている。

また、身体拘束は、被疑者・被告人の防御権の行使を著しく困難にするものである。否認という供述態度の不利益取扱いは、とくに防御の必要性が大きい否認事件において、防御権の行使を困難にするものであり、その結果、えん罪の危険を増大させている。

そして何より、否認や黙秘を理由に身体拘束を長期化することは、自由と引き換えに自己に不利益な供述を強要する結果を生じさせている。このことは、憲法38条に違反する事態であり、罪を犯していない人に虚偽自白を強要し、罪に陥れているということを意味する。

被告人が検察官請求証拠に同意しないことも、保釈の裁判で被告人に不利益に取り扱われているが、かかる取扱いも、同様の弊害を生じさせている。

これらの深刻な弊害を解消するためには、政策的に、勾留・保釈の裁判においては、嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと又は検察官請求証拠について同意をしないことを被疑者・被告人に不利益に考慮してはならないことを明文で規定すべきである。

## 2 身体不拘束捜査の原則

### 提案

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、できる限り、被疑者の身体拘束を避け、身体を拘束する必要がなくなったときは直ちに釈放することに努めなければならないものとする。

### 提案理由

現行刑事訴訟法は任意捜査を原則とし、身体拘束を例外と位置付けていると解されるが、原則と例外が逆転した運用が定着し、漫然と長期間の身体拘束が行われている現状に鑑み、できる限り身体拘束を回避する義務を明文化すべきである。

以上

**【参照条文】**  
**(被疑者・被告人の身柄拘束の在り方関係)**

○ 刑事訴訟法

第六十条

裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

3 三十万円（刑法，暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金，拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一条

被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二条

被告人の召喚，勾引又は勾留は，召喚状，勾引状又は勾留状を發してこれをしなければならぬ。

第八十七条

勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官，勾留されている被告人若しくはその弁護人，法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により，又は職権で，決定を以て勾留を取り消さなければならない。

2 第八十二条第三項の規定は，前項の請求についてこれを準用する。

第八十九条

保釈の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。

一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

を犯したものであるとき。

- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮に当たたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 六 被告人の氏名又は住居が分からないとき。

#### 第九十条

裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

#### 第九十三条

保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

- 2 保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。
- 3 保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める条件を附することができる。

#### 第九十六条

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

- 一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。
  - 二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
  - 三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
  - 四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。
  - 五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。
- 2 保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。
  - 3 保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

#### 第九十七条

捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2～5 (略)

#### 第九十八條

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2～5 (略)

#### 第九十九條

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、檢察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 檢察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

#### 第二百二條

檢察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、檢察事務官はこれを檢察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

#### 第二百三條

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを檢察官に送致する

手続をしなければならない。

2, 3 (略)

4 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

#### 第二百四条

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

2 (略)

3 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

4 (略)

#### 第二百五条

検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取った時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

2 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

3 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

4 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

5 (略)

#### 第二百六条

検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

2 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

#### 第二百七条

前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は

裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

2, 3 (略)

4 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

#### 第二百八条

前条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

2 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

#### 第四百二十九条

裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 (略)

二 勾留，保釈，押収又は押収物の還付に関する裁判

三～五 (略)

2～5 (略)

## 被疑者国選弁護制度の拡充

## 勾留全事件が国選化した場合の被疑者国選弁護対象事件の試算について(説明メモ)

### 想定事件数の試算(想定件数1.41倍)

- ・被疑者国選弁護制度の対象事件が勾留全事件に拡大した場合の年間予測件数(以下「拡大件数」という。)を算出するために、勾留状発付数に国選率を乗じる。
- ・地裁本庁・支部ごとの拡大件数を算出するために、
- ・被疑者国選弁護制度の第二段階における被疑者国選弁護事件の年間件数(以下「現行件数」という。)に対する拡大件数の比率を求め、
- ・地裁本庁・支部ごとの現行件数に、上記比率(141%)を乗じる。

1 2011年の勾留状発付数

2011年の勾留状発付数 = 119,167件

2 国選率

2011年の(地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数) ÷ (地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数)  
= 87.8%

3 拡大件数

2011年の勾留状発付数 × 国選率  
(119,167) (87.8%)  
= 104,629件 小数点以下四捨五入

4 現行件数 別紙シミュレーション

2011年度被疑者国選弁護事件数 = 74,007件

5 現行件数に対する拡大件数の比率

拡大件数 ÷ 現行件数  
(104,629) (74,007)  
= 141.4% (141%)

6 地裁本庁・支部ごとの拡大件数 別紙シミュレーション

地裁支部ごとの現行件数 × 141%

(なお、別紙シミュレーション中 欄では、各本庁・支部別に上記計算をし、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。)

シミュレーション中、 ・ 欄は、小数点以下を切り捨てた値を掲載している。 欄がマイナスになる場合は、値を「0」としている。各列( ~ )の合計欄は、各列(地裁本庁・支部ごと)の値の合計値となっている。

【注】上記1, 2及び4の数値についての説明

A			B			C			D			E			F			G			H			I			J		
勾留状発付数			終局総人員のうち強制により 弁護人のついた被告人数			終局総人員のうち強制により 国選弁護人のついた被告人数			国選率																				
地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	地裁	簡裁	合計	(I÷F)																				
46,720	72,447	119,167	47,600	7,909	55,509	41,184	7,575	48,759	87.8%																				

(1) 上記1は、上記A Bを合計したもの。上記A Bは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員 - 全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所」の地裁及び簡裁の勾留状発付数。

(2) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件の終局総人員数(上記F)は、上記D Eを合計したもの。上記D Eは、『2011年司法統計年報(刑事編)』「通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全地方裁判所別」及び「通常第一審事件の終局総人員 - 弁護関係別 - 地方裁判所管内全簡易裁判所別」の終局総人員のうち強制により弁護人のついた被告人数。

(3) 上記2のうち、地裁及び簡裁の必要的弁護事件のうち国選弁護人のついた数(上記I)は、上記G Hを合計したもの。上記G Hは、(2)記載の終局総人員のうち強制により国選弁護人のついた被告人数。

(4) 上記4は、日弁連事務局調べによるもの。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く)地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)	スタッフ弁護士赴 任合計数	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日	2011年1月1日～ 2011年12月31日	2013年2月1日現在	× 30	-	÷	
合計		33,603	19,605	16,960	74,007	104,228	127,228	193	5,790	98,748		
札幌	札幌本庁	631	457	422	1,345	1,896	2,314		0	1,896	4	
	岩見沢	3	1	1	71	100	122		0	100	100	
	薄川	2	2	2	36	50	61		0	50	25	
	室蘭	7	6	6	73	102	125		0	102	17	
	苫小牧	9	8	8	109	153	187		0	153	19	
	浦河	4	3	3	33	46	56		0	46	15	
	小樽	9	9	8	82	115	141		0	115	14	
	岩内	2	2	2	9	12	15		0	12	6	
	函館本庁	46	33	33	300	423	516		4	303	9	
	江差	2	0	0	9	12	15		2	0	0	
旭川	旭川本庁	59	51	46	239	336	411		30	306	6	
	名寄	3	3	3	23	32	39		0	32	10	
	留萌	2	2	2	8	11	13		0	11	5	
	紋別	2	2	2	26	36	44		0	36	18	
	稚内	2	2	2	25	35	43		0	35	17	
	釧路本庁	27	20	19	158	222	271		60	162	8	
	根室	4	4	4	48	67	82		0	67	16	
	帯広	25	19	18	137	193	235		0	193	10	
	網走	2	2	2	23	32	39		0	32	16	
	北見	11	9	9	83	117	142		0	117	13	
仙台	仙台本庁	368	303	303	852	1,201	1,466		0	1,201	3	
	大河原	5	4	4	91	128	156		0	128	32	
	古川	7	6	6	149	210	256		0	210	35	
	石巻	8	8	8	92	129	158		0	129	16	
	登米	3	3	3	55	77	94		0	77	25	
	気仙沼	4	4	4	0	0	0		0	0	0	
	福島本庁	47	43	43	229	322	394		60	262	6	
	郡山	58	56	56	271	382	466		0	382	6	
	白河	7	7	7	66	93	113		0	93	13	
	会津若松	10	8	8	131	184	225		30	154	19	
福島県	いわき	31	30	30	222	313	382		0	313	10	
	相馬	12	10	10	42	59	72		0	59	5	
	山形本庁	57	50	46	239	336	411		0	336	7	
	米沢	11	11	10	103	145	177		0	145	14	
	新庄	5	4	3	24	33	41		0	33	11	
	鶴岡	10	8	8	49	69	84		0	69	8	
	酒田	7	6	5	46	64	79		0	64	12	
	山形県											

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、00件)となっています。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)		スタッフ弁護士任 合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
岩手	盛岡本庁	58	49	49	233	328	400	1	30	298	6										
	花巻	10	6	6	73	102	125	0	0	102	17										
	二戸	3	2	2	30	42	51	0	0	42	21										
	遠野	5	2	1	20	28	34	0	0	28	28										
	宮古	4	2	2	17	23	29	1	30	0	0										
	一関	10	8	8	64	90	110	0	0	90	11										
	水沢	4	3	3	54	76	92	0	0	76	25										
	秋田本庁	48	37	30	213	300	366	2	60	240	8										
	能代	3	3	3	35	49	60	0	0	49	16										
	本荘	4	4	4	21	29	36	0	0	29	7										
秋田	大館	5	5	5	45	63	77	0	0	63	12										
	横手	7	7	7	40	56	68	0	0	56	8										
	大曲	6	5	4	25	35	43	0	0	35	8										
	青森本庁	49	33	26	181	255	311	6	180	75	2										
	五所川原	8	5	4	26	36	44	0	0	36	9										
	弘前	17	15	15	128	180	220	0	0	180	12										
	八戸	28	19	17	138	194	237	2	60	134	7										
	十和田	6	6	5	36	50	61	0	0	50	10										
	東京本庁	15,076	6,565	5,960	7,435	10,483	12,794	9	270	10,213	1										
	立川	555	296	251	2,037	2,872	3,505	4	120	2,752	10										
横浜	横浜本庁	968	549	498	2,572	3,626	4,425	0	0	3,626	7										
	川崎	188	120	115	629	886	1,082	0	0	886	7										
	相模原	64	46	42	410	578	705	0	0	578	13										
	横須賀	36	20	20	271	382	466	0	0	382	19										
	小田原	103	59	55	626	882	1,077	0	0	882	16										
	さいたま本庁	414	312	206	2,188	3,085	3,765	6	180	2,905	14										
	越谷	86	57	46	750	1,057	1,290	0	0	1,057	22										
	川越	107	109	58	680	958	1,170	4	120	838	14										
	熊谷	61	53	53	638	899	1,097	3	90	809	15										
	秩父	5	1	0	38	53	65	3	90	0	0										
埼玉	千葉本庁	451	253	240	2,021	2,849	3,477	8	240	2,609	10										
	佐倉	23	0	0	475	669	817	0	0	669	0										
	一宮(千葉)	8	0	0	125	176	215	0	0	176	0										
	佐原	3	0	0	58	81	99	0	0	81	0										
	木更津	17	9	9	344	485	591	0	0	485	53										
	八日市場	10	9	9	266	375	457	0	0	375	41										
	館山	6	3	0	62	87	106	0	0	87	0										
	松戸	123	95	82	762	1,074	1,311	0	0	1,074	13										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっています。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全国国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数		
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	
茨城県	水戸本庁	105		84	357	66	503	614	3	90	561	8										
	日立	4			105		148	180		0												
	麻生	7		7	154	6	217	265		0	217	36										
	土浦	61		73	264	61	372	454		0	703	11										
	龍ヶ崎	24		20	278	20	391	478		60	313	15										
	下妻	23		103	265	103	373	456		60	986	9										
	宇都宮本庁	139		103	721	103	1,016	1,240		30												
栃木県	真岡	3		3	48	3	67	82		0	67	22										
	大田原	10		10	174	10	245	299		0	245	24										
	栃木	23		19	248	19	349	426		0	349	18										
	足利	13		10	161	10	227	277		0	227	22										
	前橋本庁	117		110	703	63	991	1,209		60	1,031	16										
	沼田	4			71		100	122		0	400	5										
	高崎	98		88	284	76	400	488		0	380	27										
群馬	太田	25		18	270	14	380	464		0	80	11										
	桐生	9		7	57	7	80	98		0	80	7										
	静岡本庁	164		125	676	109	953	1,163		120	833	7										
	沼津	100		62	449	56	633	772		90	543	9										
	下田	6		4	44	4	62	75		60	2	0										
	富士	31		19	348	15	490	598		0	490	32										
	掛川	6		77	66	68	93	113		0	915	13										
静岡県	浜松	96		77	647	68	912	1,113		90	634	7										
	甲府本庁	105		96	369	84	520	634		0	634	7										
	都留	3			81		114	139		0		4										
	長野本庁	79		64	215	64	303	369		30	273	4										
	上田	18		17	117	14	164	201		0	164	11										
	佐久	15		14	84	11	118	144		0	118	10										
	松本	53		47	169	47	238	290		60	178	3										
長野県	諏訪	23		23	130	23	183	223		0	183	7										
	伊那	11		10	37	10	52	63		0	52	5										
	飯田	14		12	48	12	67	82		0	67	5										
	新潟本庁	169		140	433	100	610	745		0	610	6										
	新潟	6		5	62	4	87	106		0	87	21										
	三條	11		10	43	8	60	73		0	60	7										
	長岡	34		31	185	26	260	318		0	260	10										
新潟県	高田	18		15	106	14	149	182		0	149	10										
	佐渡	5		4	14	3	19	24		60	0	0										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、00件)となっております。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選事件数 (日弁連事務局調 べ)	全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失重傷及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から控分)	スタッフ弁護士 任合計数	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
		会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)								
愛知県	名古屋本庁	1,351	753	753	2,761	3,893	4,751	3	90	3,803	5		
	一宮(愛知)	43	37	35	239	336	411	0	0	336	9		
	半田	25	24	23	262	369	450	0	0	369	16		
	岡崎	117	110	106	664	936	1,142	5	150	786	7		
	豊橋	78	50	50	313	441	538	0	0	441	8		
三重	津本庁	76	68	66	277	390	476	3	90	300	4		
	松阪	9	7	6	164	231	282	0	0	231	38		
	四日市	57	55	51	303	427	521	0	0	427	8		
	伊勢	8	7	7	86	121	147	0	0	121	17		
	伊賀	7	6	6	72	101	123	0	0	101	16		
岐阜県	能野	2	1	1	15	21	25	0	0	21	21		
	岐阜本庁	114	97	87	451	635	776	4	120	515	5		
	大垣	15	13	11	110	155	189	0	0	155	14		
	御高	9	5	5	90	126	154	3	90	36	7		
	多治見	18	10	10	87	122	149	1	30	92	9		
福井	高山	7	7	7	19	26	32	0	0	26	3		
	福井本庁	86	60	60	221	311	380	1	30	281	4		
	武生	4	3	3	69	97	118	0	0	97	32		
	敦賀	7	7	7	70	98	120	0	0	98	14		
	金沢本庁	134	122	107	363	511	624	0	0	511	4		
金沢	小松	11	11	11	95	133	163	0	0	133	12		
	七尾	5	5	4	32	45	55	0	0	45	11		
	輪島	2	2	2	2	2	3	0	0	2	1		
	富山本庁	71	61	61	235	331	404	0	0	300	4		
	魚津	4	21	21	21	29	36	2	60	50	2		
富山県	高岡	24	21	21	36	50	61	0	0	50	2		
	大阪本庁	3,887	1,879	1,587	5,571	7,855	9,586	0	0	9,532	6		
	堺	87	531	531	746	1,051	1,283	0	0	0	0		
	岸和田	34	262	262	444	626	764	0	0	0	0		
	京都本庁	605	407	375	1,559	2,198	2,682	4	120	2,144	5		
京都	園部	2	47	47	47	66	80	0	0	0	0		
	宮津	6	5	5	48	67	82	0	0	67	13		
	舞鶴	6	6	6	50	70	86	0	0	70	11		
	福知山	9	5	5	62	87	106	1	30	57	11		

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、は0件)となっています。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	2013年2月1日現在		2012年1月1日～ 2012年12月31日		2011年1月1日～ 2011年12月31日		2013年2月1日現在	スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数	スタッフ対応数を 除いた想定事件 数	スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数
		会員数	国選登録者 数(弁護士 会調べ)	被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)	被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)	全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数	逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)				
兵庫県	神戸本庁	476	336	278	1,256	1,770	2,161		0	1,770	6
	柏原	6	6	6	137	193	235		0	193	32
	洲本	6	5	5	71	100	122		0	100	20
	尼崎	89	66	64	518	730	891	4	120	610	9
	伊丹	37	30	29	156	219	268		0	219	7
	明石	33	23	18	197	277	339		0	277	15
	姫路	92	82	76	610	860	1,049		0	860	11
	社	8	7	7	71	100	122		0	100	14
	龍野	3	3	3	79	111	135		0	111	37
	豊岡	7	5	5	49	69	84		0	69	13
奈良	奈良本庁	106	96	73	360	507	619	1	30	477	6
	葛城	42	29	28	453	638	779		0	612	21
	五條	3	0	0	46	64	79	3	90	612	21
	大津本庁	97	66	66	611	861	1,051	5	150	711	10
滋賀	彦根	33	27	26	151	212	259		0	212	8
	長浜	4	4	4	128	180	220		0	180	45
	和歌山本庁	116	90	77	494	696	850	2	60	636	8
	御坊	2	2	2	23	32	39		0	32	16
和歌山	田辺	11	8	6	58	81	99		0	81	13
	新宮	4	4	4	22	31	37		0	31	7
	広島本庁	413	293	293	1,150	1,621	1,978	3	90	1,531	5
	三次	5	5	5	52	73	89		0	73	14
広島	呉	19	18	18	164	231	282		0	231	12
	尾道	13	9	9	119	167	204		0	167	18
	福山	51	36	36	329	463	566		0	463	12
	山口本庁	51	36	33	179	252	308	3	90	162	4
山口県	萩	4	4	3	37	52	63		0	52	17
	周南	25	16	15	138	194	237		0	194	12
	岩国	15	13	13	92	129	158		0	129	9
	下関	40	37	31	166	234	285		0	234	7
岡山	宇部	11	10	10	180	253	309		0	253	25
	岡山本庁	299	224	208	814	1,147	1,400		0	1,147	5
	倉敷	24	18	16	318	448	547		0	448	28
	新見	3	2	2	13	18	22		0	18	9
鳥取県	津山	15	12	10	149	210	256		0	210	21
	鳥取本庁	30	28	27	126	177	216	1	30	147	5
	倉吉	9	6	6	53	74	91	2	60	14	2
	米子	25	24	23	105	148	180		0	148	6

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっています。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
島根県	松江本庁	42	34	33	169	238	290	2	60	178	5										
	出雲	9	9	7	71	100	122	0	0	100	11										
	浜田	9	7	4	32	45	55	2	60	0	0										
	益田	5	4	1	39	54	67	1	0	54	13										
香川県	西郷	2	1	1	0	0	0	6	180	400	7										
	高松本庁	125	76	55	412	580	708	0	0	60	30										
	観音寺	3	2	2	43	60	73	0	0	315	15										
	丸亀	23	23	21	224	315	385	1	30	376	9										
徳島	徳島本庁	84	59	39	288	406	495	0	0	40	13										
	阿南	3	3	2	29	33	41	2	60	0	0										
	美馬	2	2	2	24	33	41	2	0	33	16										
	高知本庁	75	66	63	305	430	524	2	60	370	5										
高知	須崎	3	1	1	24	33	41	2	0	0	0										
	安芸	3	2	2	30	42	51	2	60	0	0										
	中村	6	3	3	40	56	68	1	30	26	8										
	松山本庁	100	74	62	375	528	645	3	90	438	7										
愛媛	大洲	7	5	5	56	78	96	0	0	78	15										
	今治	18	13	12	84	118	144	0	0	118	9										
	西条	18	16	15	159	224	273	0	0	224	14										
	宇和島	11	11	11	63	88	108	0	0	88	8										
福岡県	福岡本庁	760	498	435	1,867	2,632	3,212	1	30	2,602	5										
	飯塚	17	14	14	176	248	302	0	0	248	17										
	直方	7	6	6	59	83	101	0	0	83	13										
	田川	6	5	3	111	156	191	4	0	156	52										
福岡県	小倉	158	119	108	980	1,381	1,686	0	120	1,261	11										
	行橋	7	23	4	73	102	125	0	0	102	25										
	久留米	67	58	58	239	336	411	0	0	522	9										
	柳川	4	4	4	43	60	73	0	0	0	0										
佐賀県	八女	6	6	6	90	126	154	0	0	0	0										
	大牟田	10	8	8	51	71	87	1	30	474	8										
	佐賀本庁	69	59	59	358	504	616	0	0	153	13										
	武雄	12	11	11	109	153	187	0	0	117	13										
佐賀県	唐津	11	10	9	83	117	142	0	0	117	13										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、0件のときは、は0件)となっております。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

被疑者国選弁護に関する地裁支部別シミュレーション

弁護士会	地裁本庁 支部	会員数		国選登録者 数(弁護士 会調べ)		被疑者国選 登録者数(弁 護士会調べ)		被疑者国選件数 (日弁連事務局調 べ)		全件国選化した 場合の年間国選 事件予測数		逮捕人員(自動車運転 過失傷害及び道路交 通法違反を除く、地裁 本庁支部別件数は総 数から差分)		スタッフ弁護士 任合計数		スタッフ弁護士に よる対応見込み 件数		スタッフ対応数を 除いた想定事件 数		スタッフ対応を除 き、現状で ジュディケアが対 応する件数	
		2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日	2013年2月1日現在	2012年1月1日～ 2012年12月31日
長崎県	長崎本庁	93	61	59	231	325	397	2	60	265	4										
	大村	20	16	16	80	112	137	0	0	112	7										
	島原	4	18	18	35	49	60	1	30	19	1										
	彦岐	2	1	1	17	23	29	1	30	0	0										
	五島	2	16	16	14	19	24	1	30	0	0										
	厳原	2	1	1	15	21	25	1	30	0	0										
	佐世保	28	25	25	125	176	215	2	60	116	4										
	平戸	3	1	1	29	40	49	1	30	10	10										
	大分本庁	108	75	75	278	391	478	0	0	391	5										
	杵築	1	2	1	43	60	73	0	0	60	60										
大分県	中津	15	12	12	92	129	158	0	0	129	10										
	日田	4	3	3	30	42	51	0	0	42	14										
	竹田	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0										
	佐伯	3	2	2	35	49	60	0	0	49	24										
	熊本本庁	207	159	159	612	862	1,053	3	90	772	4										
	玉名	6	4	4	64	90	110	0	0	90	22										
	山鹿	2	2	2	104	146	178	0	0	146	73										
	阿蘇	2	1	1	0	0	0	1	30	0	0										
	八代	7	5	5	96	135	165	0	0	135	27										
	人吉	2	2	2	51	71	87	0	0	71	35										
鹿児島県	天草	5	6	6	18	25	30	0	0	25	4										
	鹿児島本庁	151	108	108	362	510	622	1	30	480	4										
	名瀬	4	3	2	38	53	65	1	30	23	11										
	加治木	6	4	4	70	98	120	0	0	98	24										
	知覧	3	2	2	0	0	0	1	30	0	0										
	川内	5	4	4	41	57	70	0	0	57	14										
	鹿屋	8	6	6	81	114	139	1	30	84	14										
	宮崎本庁	98	86	85	332	468	571	2	60	408	4										
	日南	2	2	2	34	47	58	0	0	47	23										
	都城	12	11	11	153	215	263	0	0	215	19										
宮崎県	延岡	9	7	7	143	201	246	1	30	171	24										
	那覇本庁	196	119	119	541	762	930	4	120	1,169	9										
	沖縄	34	34	34	374	527	643	0	0	0	0										
	名護	5	3	3	47	66	80	0	0	66	22										
	平良	5	3	3	70	98	120	2	60	38	12										
	石垣	5	5	5	41	57	70	0	0	57	11										

警察署の管轄が複数の支部にまたがる場合には、警察署の所在地を管轄する支部の件数として計算しています。  
 被疑者国選登録者数が0の支部については、は空欄(ただし、00件のときは、は0件)となっております。  
 赤い塗りつぶしは、が30件以上となっていること、黄色い塗りつぶしは、が15件以上となっていることを示しています。

## 「被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢」について

別紙の一覧表は、国選弁護事件が勾留された全事件に拡大した場合の本庁・支部ごとの対応態勢について、各弁護士会から聴取した内容を整理したものです。

前提となる数値は、勾留された全事件に拡大した場合、国選弁護事件数が約1.4倍になり、スタッフ弁護士が1人当たり年間30件の事件処理をした場合の想定となっております。

「**2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果**」の欄には、各地の対応態勢が記載されております（その内容は、2012年12月14日の「第12回国選弁護シンポジウム」で報告された内容です『第12回国選弁護シンポジウム基調報告書』17～21ページ）。

上記シンポジウムにおいて、「対応態勢については今後も注視していく必要がある」とされた6地点については、2013年4月に日弁連において追加調査を行い、その調査内容を「**2013年4月時点における対応態勢の確認結果**」の欄に記載しております。

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

2010年4月1日から2011年3月31日までに受任した被疑者国選第二段階の件数を、本庁・支部ごとに整理し、これに国選率を掛けるなどして被疑者国選第三段階における想定件数を割り出し、スタッフ弁護士が年間30件担当するものとして、ジューディケア弁護士一人当たりの年間件数を想定した。下表は、その件数が一人当たり年間15件以上となる地域（一人当たり年間30件以上となる地域）の対応態勢についてまとめたものであり、これによれば、対応が可能であるといえる。

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
札幌	岩見沢	岩見沢から小樽までの5地域については、札幌本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	支部国選登録2名。本庁の国選登録46名、うち39名が支部登録している。支部事件担当のための週ごとの弁護士名簿があり、本庁の応援態勢が構築されているため、対応態勢は整っている。支部管内は2警察署で、2011年は被疑者国選23件、うち本庁応援4件、2012年は25件、うち本庁応援5件で、支部一人当たり10件である。想定件数35件であり、本庁担当数を従前実績と同程度としても、支部担当は年間15件程度である。それ以上となっても、本庁応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
	滝川		
	室蘭		
	苫小牧		
	小樽		
	浦河		
旭川	稚内	弁護士が1名増える見込みであり、そうなりと一人当たり年間16件となるので対応可能である。	支部国選登録2名。本庁の国選登録46名、うち39名が支部登録している。支部事件担当のための週ごとの弁護士名簿があり、本庁の応援態勢が構築されているため、対応態勢は整っている。支部管内は2警察署で、2011年は被疑者国選23件、うち本庁応援4件、2012年は25件、うち本庁応援5件で、支部一人当たり10件である。想定件数35件であり、本庁担当数を従前実績と同程度としても、支部担当は年間15件程度である。それ以上となっても、本庁応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
	留萌	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となつたので、対応可能である。	
	紋別	弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未満となつたので、対応可能である。	
	根室	本庁の弁護士の応援によって対応する。	
釧路	網走	一人当たり年間19件であること、網走地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	一人当たり年間16件であること、北見地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。
	北見	一人当たり年間16件であること、北見地域の弁護士の熱意が強いことから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
仙台	大河原	本庁の弁護士による応援態勢が構築されており、対応可能である。	
	石巻	本庁の弁護士の応援によって、対応可能である。	
	古川	古川と登米については、本庁弁護士の北部クルーの名簿による態勢が構築されており、対応可能である。	
	登米	地元の弁護士増があれば対応可能と思われるが、対応態勢については今後とも注視していく必要がある。	数が月内に8名から9名に増員予定で、66期の登録予定があり、また、勾留場所は2か所、車で5分、20分に位置し、接見等が容易で、更に、郡山支部9名程度の応援態勢により、第三段階の対応は可能である。
福島県	会津若松		
	米沢	一人当たり年間19件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
	新庄	登録弁護士数が2名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	酒田	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
岩手	花巻	登録弁護士数が9名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	二戸	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	一関	登録弁護士数が8名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	能代	地元の弁護士増が見込めること、本庁の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
秋田	本荘	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
	大館	一人当たり年間17件であること、不足については本庁の弁護士の応援が見込まれることから対応可能である。	
	十和田	登録弁護士数が5名となり、一人当たり年間15件未済となったので、対応可能である。	
横浜	横須賀	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
埼玉	埼玉	いずれの地域も今後の弁護士増で対応できる。	
	越谷		
	川越		
	熊谷		
	秩父		
千葉県	木更津	木更津，八日市場については，本庁の弁護士にも配点されている。今後はそれを増やすことによって対応していく。	
	八日市場		
茨城県	佐原	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。 一人当たり年間20件であること，地元の弁護士増が見込めることから対応可能である。 土浦，龍ヶ崎の弁護士の応援によって対応可能である。 龍ヶ崎と合わせて登録弁護士数が50名となり，一人当たり年間15件未満となったので，対応可能である。 登録弁護士数が19名となり，一人当たり年間15件未満となったので，対応可能である。 4か所とも本庁の弁護士の応援によって対応可能であるが，今後とも応援態勢の構築について注視していく必要がある。	
	松戸		
	麻生		
	土浦		
	龍ヶ崎		
	下妻		
	真岡		
栃木県	大田原	本庁から車で50分～1時間程度で，登録は1年で4名増加し，現在10名である。平日・休日とも本庁中心に全件対応をしていたが，支部が6名から10名に増加したことから，平日・休日とも支部で対応することを検討している状況にある。本庁との連携は十分にとられており，第三段階の対応は可能である。 本庁から車で1時間～1時間10分程度，登録10名である。本庁・栃木支部からの応援が実施され，選任が順調に行われていることから，第三段階の対応は十分に可能である。	
	栃木		
群馬	足利	前橋，高崎の弁護士による応援態勢を作っているので，それによって対応可能である。	
	太田		
	桐生		

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
静岡県	富士	これまでかなりの弁護士増があり、今後も弁護士増が見込まれるので対応可能である。	
	掛川	浜松と合わせて一人当たり年間17件であり対応可能である。	
	浜松		
新潟県	新発田	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	高田	登録弁護士数が13名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
三重	松阪	松阪、伊勢、伊賀については本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	伊勢		
	伊賀		
	熊野	年間27件である。これまで、ひまわり事務所の弁護士が中心になっており、今後もその体制で臨む。不足分は本庁のスタッフ弁護士が応援するので、対応可能である。	
岐阜県	大垣	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	多治見	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
福井	武生	本庁から近く、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
金沢	小松	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	七尾	勾留する警察署は七尾署のみであり、金沢から1時間半である。本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
京都	宮津	一人当たり年間18件であること、今後の弁護士増が見込めることから対応可能である。	
	舞鶴	登録弁護士数が6名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	福知山	一人当たり年間19件であること、スタッフ弁護士を配置していることから対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
兵庫県	柏原	兵庫パブリックなどの応援によって対応するので、対応可能である。	
	洲本	一人当たり年間20件であること、他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能である。	
	社	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	龍野	姫路地域の会員によって対応するので、対応可能である。	
	豊岡	他地域の弁護士の応援が可能であることから対応可能であるが、今後とも対応態勢について注視していく必要がある。	2011年は登録6名、実働4名であったが、2013年に実働5名となり、現在、出産のため未登録である1名が登録すると実働6名となる。想定件数は69件で、実働5名で一人当たり年間13件、6名になると11件であるから、第三段階の対応は可能である。
奈良	葛城	いずれも本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	五条		
滋賀	長浜	彦根の弁護士の応援によって対応可能である。	
	御坊	本庁から近いので、本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
広島	尾道	若手弁護士が多く、警察署ごとに事務所があるので、対応可能である。	
	福山	一人当たり年間16件であり、地元の弁護士増が見込まれるので、対応可能である。	
山口県	萩	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	岩国	一人当たり年間18件であること、若手弁護士の増加が多いことから対応可能である。	
	宇部	本庁の弁護士による応援態勢が構築されているので、対応可能である。	
岡山	倉敷	本庁から近く、本庁の弁護士の応援が可能であるので、対応可能である。	
	津山	本庁の弁護士による応援態勢を構築することによって対応可能である。	
島根県	出雲	本庁の弁護士の応援によって対応可能である。	
	観音寺	観音寺と丸亀をセットにして配点している。年間の想定件数が合わせて330件であり、これを22名で対応するので、対応可能である。	
	丸亀		

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
徳島	美馬	弁護士増が見込まれること、若手弁護士が多いことから対応可能である。	
	中村	登録弁護士数が4名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
愛媛	西条	一人当たり年間16件であること、地元の弁護士増が見込まれることから対応可能である。	
福岡県	飯塚	各地とも福岡部会、北九州部会からの応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	直方		
	田川		
	行橋		
佐賀県	武雄	登録弁護士数が11名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
	杵築	登録弁護士数が3名となり、一人当たり年間15件未満となったので、対応可能である。	
大分県	日田	二つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
	佐伯	三つの従たる事務所があり、所属弁護士も対応するので、対応可能である。	
	玉名	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	山鹿	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	八代	本庁管轄地域南部に事務所がある弁護士の応援によって対応可能である。	
鹿児島県	人吉	八代の弁護士の応援によって対応可能である。	
	加治木	本庁から近いので、本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	川内	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	鹿屋	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	

被疑者国選第三段階に向けての各地の対応態勢

弁護士会	地域	2012年2月までに行った各弁護士会との協議結果	2013年4月時点における対応態勢の確認結果
宮崎県	日南	本庁から近いので本庁の弁護士による応援が可能であり、対応可能である。	
	都城	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	
	延岡	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているが、今後とも対応態勢については注視していく必要がある。	延岡支部の想定件数171件（スタッフ弁護士が担当する30件を除く。）のうち、地区会員8名で120件（一人当たり15件）を担当し、本庁会員約23ないし25名が51件（一人当たり2件）を担当することに対応する。2009年5月以降、本庁応援態勢をとっており、2014年には延岡高速道路が整備される予定であることから、本庁の応援が容易になり、第三段階の対応は可能である。
沖縄	名護	本庁の弁護士による応援態勢を構築しているため、対応可能である。	

## 7 裁判官数・検察官数・弁護士数の推移

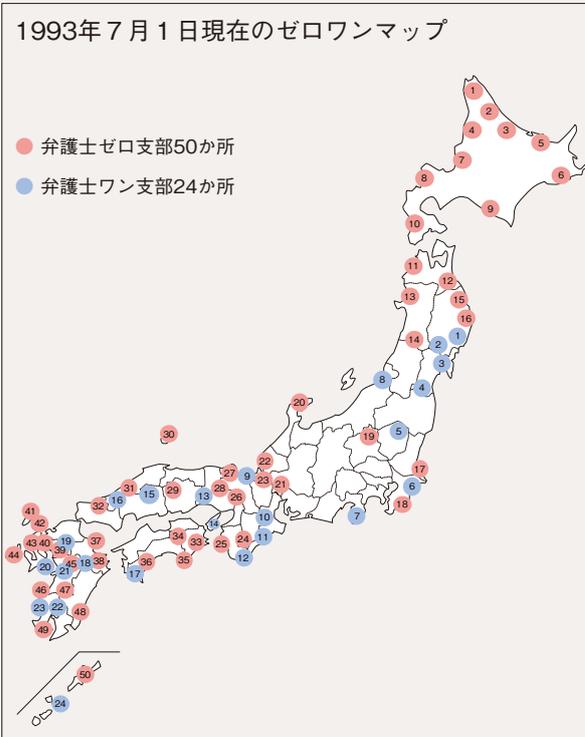
以下は、裁判官数、検察官数、弁護士数の推移と男女の割合を見たものである。

年	裁判官数（簡裁判事を除く）			検察官数（副検事を除く）			弁護士数		
	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合	総数（人）	男性の割合	女性の割合
1991 (H3)	2,022	—	—	1,172	96.2%	3.8%	14,080	94.2%	5.8%
1992 (H4)	2,029	—	—	1,174	95.9%	4.1%	14,329	94.1%	5.9%
1993 (H5)	2,036	—	—	1,184	95.4%	4.6%	14,596	93.9%	6.1%
1994 (H6)	2,046	—	—	1,190	95.0%	5.0%	14,809	93.7%	6.3%
1995 (H7)	2,058	—	—	1,229	94.3%	5.7%	15,108	93.4%	6.6%
1996 (H8)	2,073	—	—	1,270	93.6%	6.4%	15,456	93.1%	6.9%
1997 (H9)	2,093	—	—	1,301	92.9%	7.1%	15,866	92.6%	7.4%
1998 (H10)	2,113	—	—	1,325	92.0%	8.0%	16,305	92.1%	7.9%
1999 (H11)	2,143	—	—	1,363	91.6%	8.4%	16,731	91.6%	8.4%
2000 (H12)	2,213	—	—	1,375	90.8%	9.2%	17,126	91.1%	8.9%
2001 (H13)	2,243	—	—	1,443	89.4%	10.6%	18,243	89.9%	10.1%
2002 (H14)	2,288	—	—	1,484	88.4%	11.6%	18,838	89.0%	11.0%
2003 (H15)	2,333	—	—	1,521	87.4%	12.6%	19,508	88.3%	11.7%
2004 (H16)	2,385	—	—	1,563	87.2%	12.8%	20,224	87.9%	12.1%
2005 (H17)	2,460	—	—	1,627	86.2%	13.8%	21,185	87.5%	12.5%
2006 (H18)	2,535	—	—	1,648	85.2%	14.8%	22,021	87.0%	13.0%
2007 (H19)	2,610	—	—	1,667	84.4%	15.6%	23,119	86.4%	13.6%
2008 (H20)	2,685	—	—	1,739	82.8%	17.2%	25,041	85.6%	14.4%
2009 (H21)	2,760	80.4%	19.6%	1,779	81.8%	18.2%	26,930	84.7%	15.3%
2010 (H22)	2,805	79.7%	20.3%	1,806	81.0%	19.0%	28,789	83.8%	16.2%
2011 (H23)	2,850	79.1%	20.9%	1,816	80.3%	19.7%	30,485	83.2%	16.8%
2012 (H24)	2,850	78.1%	21.9%	1,839	80.2%	19.8%	32,088	82.6%	17.4%

- 【注】 1. 裁判官数は最高裁判所調べによるもので、簡裁判事を除く各年の4月現在のもの。なお、2008年までの簡裁判事を除いた男女の内訳については、不明である。  
 2. 検察官数は法務省調べによるもので、副検事を除く各年の3月31日現在のもの。  
 3. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.105参照）で各年の3月31日現在のもの。

■資料2-1-2-1 弁護士ゼロワンマップ■

「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。



● 弁護士ゼロ支部(50か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 旭川地裁	稚内支部	26 京都地裁	園部支部
2 旭川地裁	名寄支部	27 京都地裁	宮津支部
3 旭川地裁	紋別支部	28 神戸地裁	柏原支部
4 旭川地裁	留萌支部	29 岡山地裁	新見支部
5 釧路地裁	網走支部	30 松江地裁	西郷支部
6 釧路地裁	根室支部	31 松江地裁	浜田支部
7 札幌地裁	滝川支部	32 山口地裁	萩支部
8 札幌地裁	岩内支部	33 徳島地裁	阿南支部
9 札幌地裁	浦河支部	34 徳島地裁	美馬支部
10 函館地裁	江差支部	35 高知地裁	安芸支部
11 青森地裁	五所川原支部	36 高知地裁	須崎支部
12 青森地裁	十和田支部	37 大分地裁	杵築支部
13 秋田地裁	能代支部	38 大分地裁	佐伯支部
14 秋田地裁	横手支部	39 福岡地裁	柳川支部
15 盛岡地裁	二戸支部	40 佐賀地裁	武雄支部
16 盛岡地裁	宮古支部	41 長崎地裁	厳原支部
17 水戸地裁	麻生支部	42 長崎地裁	壱岐支部
18 千葉地裁	一宮支部	43 長崎地裁	平戸支部
19 前橋地裁	沼田支部	44 長崎地裁	五島支部
20 金沢地裁	輪島支部	45 熊本地裁	阿蘇支部
21 岐阜地裁	御嵩支部	46 熊本地裁	天草支部
22 福井地裁	武生支部	47 熊本地裁	人吉支部
23 大津地裁	長浜支部	48 宮崎地裁	日南支部
24 奈良地裁	五條支部	49 鹿児島地裁	知覧支部
25 和歌山地裁	御坊支部	50 那覇地裁	名護支部

● 弁護士ワン支部(24か所)(1993年7月1日現在)

地方裁判所	支部	地方裁判所	支部
1 盛岡地裁	遠野支部	13 神戸地裁	社支部
2 盛岡地裁	水沢支部	14 神戸地裁	洲本支部
3 仙台地裁	登米支部	15 広島地裁	三次支部
4 仙台地裁	大河原支部	16 松江地裁	益田支部
5 宇都宮地裁	大田原支部	17 高知地裁	中村支部
6 千葉地裁	佐原支部	18 大分地裁	竹田支部
7 静岡地裁	下田支部	19 福岡地裁	八女支部
8 新潟地裁	新発田支部	20 長崎地裁	島原支部
9 福井地裁	敦賀支部	21 熊本地裁	山鹿支部
10 津地裁	伊賀支部	22 鹿児島地裁	加治木支部
11 津地裁	熊野支部	23 鹿児島地裁	川内支部
12 和歌山地裁	新宮支部	24 那覇地裁	平良支部

● 弁護士ゼロ支部はなし(2012年10月1日現在)

● 弁護士ワン支部(2か所)(2012年10月1日現在)

地方裁判所	支部
1 金沢地裁	輪島支部
2 大分地裁	杵築支部

【注】 弁護士ワン支部のうち、大分地裁杵築支部は、非常駐の弁護士法人従事所がある支部である。

## 4 司法過疎対策業務とスタッフ弁護士の配置

### 1. 司法過疎対策業務

法テラスは、身近に弁護士などの法律家がない、法律サービスの提供を受けることが困難であるなどの地域（司法過疎地域）において、事務所を設けてスタッフ弁護士を常駐させ、法的サービスの提供を行っている。また、出張相談や巡回相談などを行い、司法過疎地域などにおいても、必要な法的サービスが受けられるように取り組んでいる。

### 2. スタッフ弁護士の配置

スタッフ弁護士は、法テラスの業務である民事法律扶助事件、国選弁護事件等を扱う（本庁対応、支部対応、国選・扶助対応）ほか、司法過疎地域に設置される4号業務（次頁注記3参照）対応の事務所においては、一般に開業している弁護士事務所と同様に、法律相談、事件の受任などの有償による法律サービスを提供している。

スタッフ弁護士の人数は、2012年9月1日現在で計185人（養成中のスタッフ弁護士は除く）となっており、以下の地域に赴任している。

#### ■スタッフ弁護士配置地域■

地方事務所（38か所）・支部（7か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	函館地方事務所	本庁対応	3	24	福井地方事務所	本庁対応	1
2	旭川地方事務所	本庁対応	1	25	京都地方事務所	本庁対応	3
3	釧路地方事務所	本庁対応	2	26	兵庫地方事務所阪神支部	支部対応	4
4	福島地方事務所	本庁対応	2	27	奈良地方事務所	本庁対応	2
5	岩手地方事務所	本庁対応	1	28	滋賀地方事務所	本庁対応	5
6	秋田地方事務所	本庁対応	2	29	和歌山地方事務所	本庁対応	2
7	青森地方事務所	本庁対応	3	30	広島地方事務所	本庁対応	2
8	東京地方事務所	本庁対応	6	31	山口地方事務所	本庁対応	3
9	東京地方事務所多摩支部	支部対応	5	32	鳥取地方事務所	本庁対応	1
10	埼玉地方事務所	本庁対応	6	33	島根地方事務所	本庁対応	2
11	埼玉地方事務所川越支部	支部対応	3	34	香川地方事務所	本庁対応	4
12	千葉地方事務所	本庁対応	8	35	徳島地方事務所	本庁対応	1
13	茨城地方事務所	本庁対応	3	36	高知地方事務所	本庁対応	2
14	栃木地方事務所	本庁対応	1	37	愛媛地方事務所	本庁対応	3
15	群馬地方事務所	本庁対応	2	38	福岡地方事務所	本庁対応	2
16	静岡地方事務所	本庁対応	4	39	福岡地方事務所北九州支部	支部対応	4
17	静岡地方事務所沼津支部	支部対応	3	40	佐賀地方事務所	本庁対応	1
18	静岡地方事務所浜松支部	支部対応	2	41	長崎地方事務所	本庁対応	2
19	長野地方事務所	本庁対応	1	42	熊本地方事務所	本庁対応	3
20	愛知地方事務所	本庁対応	2	43	鹿児島地方事務所	本庁対応	1
21	愛知地方事務所三河支部	支部対応	4	44	宮崎地方事務所	本庁対応	2
22	三重地方事務所	本庁対応	3	45	沖縄地方事務所	本庁対応	4
23	岐阜地方事務所	本庁対応	3		合 計		124

【注】 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。

## ■スタッフ弁護士配置地域■

地域事務所（国選・扶助対応 4か所）・（4号業務対応 32か所）

（2012年9月1日現在）

	事務所名	種 類	弁護士数 (人)		事務所名	種 類	弁護士数 (人)
1	江差地域事務所〔函館〕	4号業務対応	2	20	浜田地域事務所〔島根〕	4号業務対応	2
2	八雲地域事務所〔函館〕	4号業務対応	1	21	西郷地域事務所〔島根〕	4号業務対応	1
3	八戸地域事務所〔青森〕	4号業務対応	2	22	須崎地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
4	むつ地域事務所〔青森〕	4号業務対応	1	23	安芸地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
5	宮古地域事務所〔岩手〕	4号業務対応	1	24	中村地域事務所〔高知〕	4号業務対応	2
6	会津若松地域事務所〔福島〕	4号業務対応	1	25	佐世保地域事務所〔長崎〕	国選・扶助対応	2
7	熊谷地域事務所〔埼玉〕	国選・扶助対応	3	26	吉岐地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
8	秩父地域事務所〔埼玉〕	4号業務対応	3	27	五島地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
9	下妻地域事務所〔茨城〕	国選・扶助対応	3	28	対馬地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
10	牛久地域事務所〔茨城〕	4号業務対応	2	29	平戸地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
11	下田地域事務所〔静岡〕	4号業務対応	3	30	雲仙地域事務所〔長崎〕	4号業務対応	1
12	松本地域事務所〔長野〕	国選・扶助対応	1	31	高森地域事務所〔熊本〕	4号業務対応	2
13	佐渡地域事務所〔新潟〕	4号業務対応	2	32	指宿地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
14	可児地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	4	33	鹿屋地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
15	中津川地域事務所〔岐阜〕	4号業務対応	1	34	奄美地域事務所〔鹿児島〕	4号業務対応	1
16	魚津地域事務所〔富山〕	4号業務対応	2	35	延岡地域事務所〔宮崎〕	4号業務対応	1
17	福知山地域事務所〔京都〕	4号業務対応	1	36	宮古島地域事務所〔沖縄〕	4号業務対応	2
18	南和地域事務所〔奈良〕	4号業務対応	2				
19	倉吉地域事務所〔鳥取〕	4号業務対応	2			合 計	61

- 【注】 1. [ ] 内は、所在地。  
 2. 上記以外に養成中のスタッフ弁護士がいる。  
 3. 4号業務とは、綜合法律支援法（2004年6月2日 法律第74号）第30条第1項第4号に基づく業務。  
 [第30条第1項第4号]  
 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

### 3 刑事司法制度改革

#### 1. 当番弁護士・被疑者国選弁護制度

##### (1) 被疑者弁護の拡充に向けた取組

被疑者が逮捕されて間もない段階では、状況が刻々と変化する。捜査機関の取調べを受けて、被疑者の記憶に反する内容の供述調書が作成されてしまうかもしれない。無実の被疑者が、早期に身体拘束を解かれたいがため、自白調書に署名押印をしてしまうかもしれない。身上関係が安定していることを明らかにすれば勾留を回避することができるのに、裁判官にそれが明らかにならないままに勾留の決定がなされてしまうかもしれない。被疑者が早期に弁護人の助言を受けることの重要性はきわめて高い。

しかし、2006年9月までは、国選弁護制度の適用が起訴された後の被告人に限られており、被疑者段階での弁護人選任率は高くなかった。

そこで、まず、各地で当番弁護士制度への取組みが進められてきた。当番弁護士制度は、身体を拘束された被疑者からの要請によって当番の弁護士が接見に赴き、初回接見の費用を被疑者に負担させることなく助言を行う制度である。この制度は1990年から各地で発足し、1992年には全国の弁護士会で実施されるようになった。

さらに、2006年10月からは、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を対象として被疑者国選弁護制度が実施され、2009年5月にはその対象事件が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大された。

これら制度の創設・拡大による被疑者弁護の拡充は、前述した被疑者段階での防御活動を充実したものにするためのみならず、起訴された後の防御活動を円滑かつ速やかに進めるためにも重要である。

下表は、被疑者段階の刑事弁護人選任状況をまとめたものである。当番弁護士制度の拡充と被疑者国選弁護制度の創設・拡大により、被疑者段階の弁護人選任率は格段に高まってきた。

■資料2-3-1 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（地方裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	70,610	13,952	19.8%	9,983	14.1%	3,131	4.4%
2008	67,644	14,920	22.1%	10,096	14.9%	3,964	5.9%
2009	65,875	26,832	40.7%	9,860	15.0%	16,108	24.5%
2010	62,840	40,329	64.2%	7,390	11.8%	32,465	51.7%
2011	57,968	38,557	66.5%	6,235	10.8%	31,675	54.6%

■資料2-3-2 被疑者段階からの刑事弁護人選任状況（簡易裁判所）■

年	事件総数 〔終局総人員〕 (人)	被疑者段階から 弁護人の付いた被告人		弁護人選任状況（被疑者段階から）			
		人員(人)	割合	私選弁護人の付いた被告人		国選弁護人の付いた被告人	
				人員(人)	割合	人員(人)	割合
2007	11,482	646	5.6%	467	4.1%	70	0.6%
2008	10,632	686	6.5%	495	4.7%	63	0.6%
2009	10,715	3,660	34.2%	531	5.0%	2,974	27.8%
2010	9,876	6,345	64.2%	278	2.8%	6,025	61.0%
2011	9,142	5,964	65.2%	289	3.2%	5,615	61.4%

- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別及び地方裁判所管内全簡易裁判所別」によるもの。  
 2. 「終局総人員」とは、当該年度に終局裁判等（判決、終局決定、正式裁判請求の取下げ等）により終了した事件の実人員数である。  
 3. 私選及び国選弁護人の付いた被告人の割合は、終局総人員に対する割合である。

資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



### (3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

#### ア 契約の種類

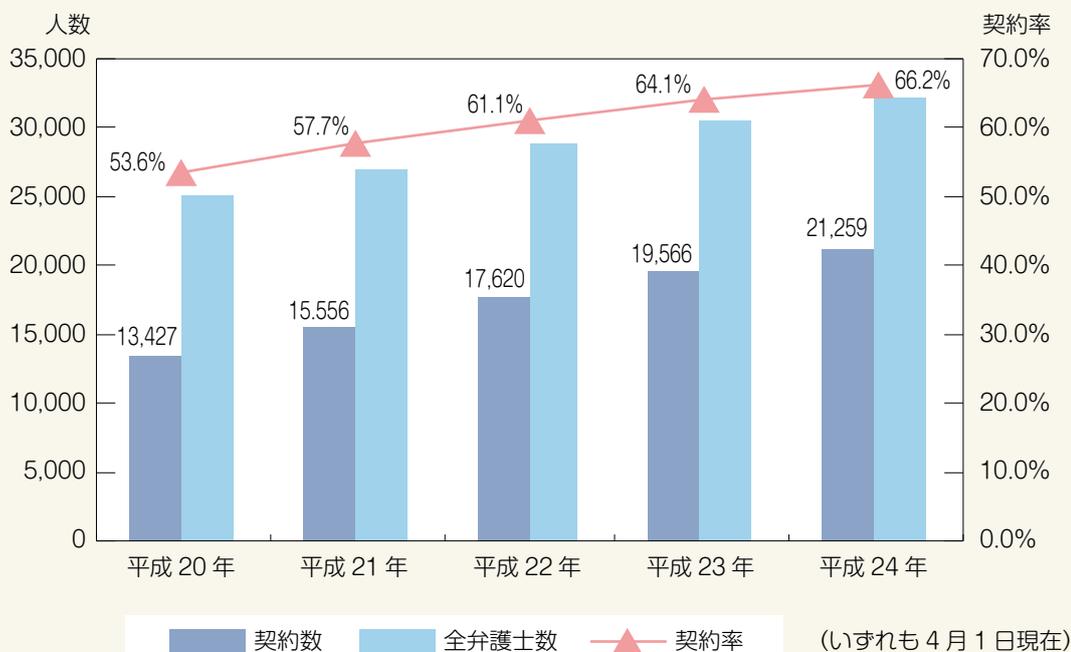
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

#### イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成24年4月1日時点で21,259名となっており、これは全国の弁護士数の約66%に相当する。

資料 3-5 国選弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



#### (4) 国選弁護人候補の指名通知

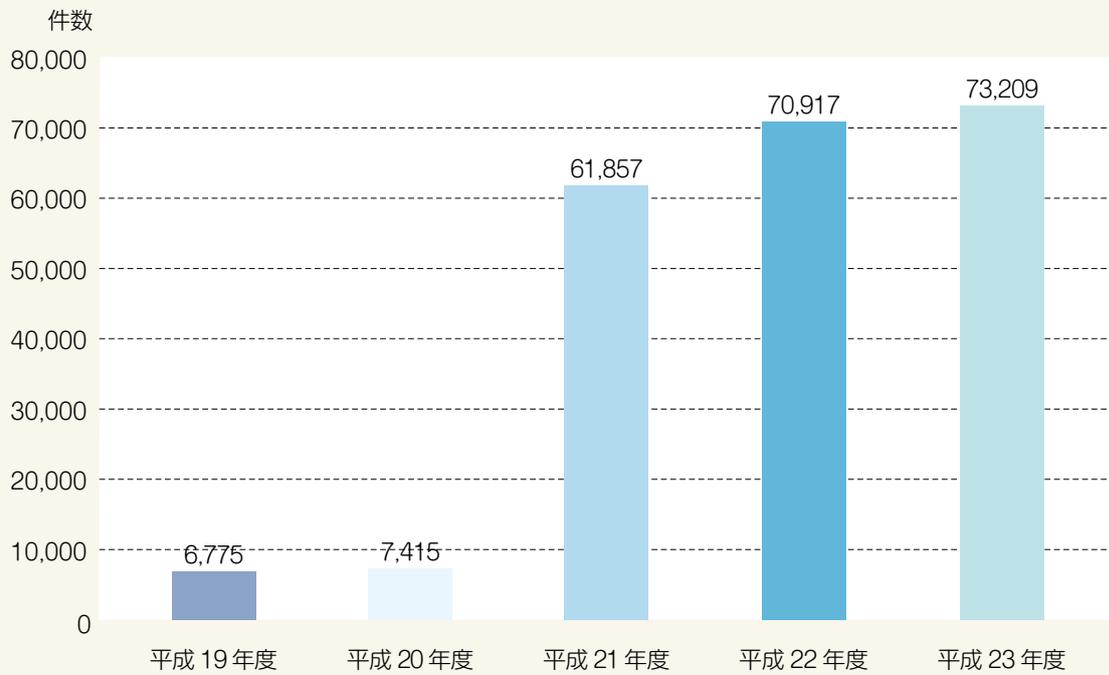
法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行っている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

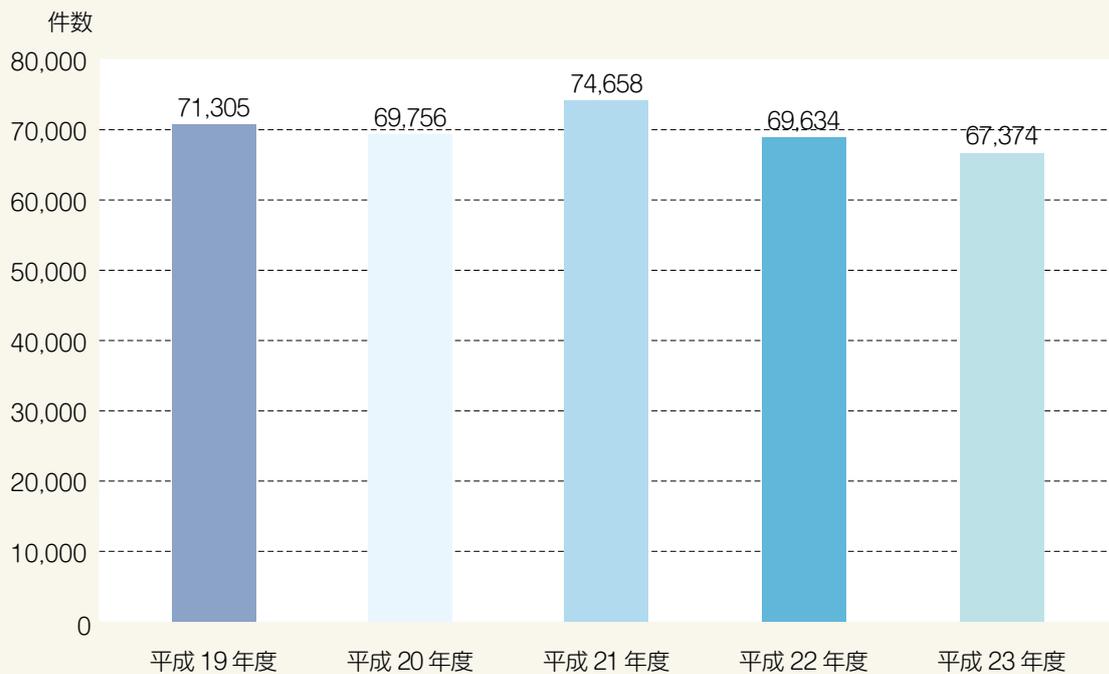
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成23年4月から平成24年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,209件、被告人国選弁護は67,374件（合計140,583件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,101件、被告人国選弁護は約5,615件（合計約11,715件）であり、前年度に比べて1か月当たりの平均件数が被疑者は約191件増えたのに対し、被告人は約188件減り、合計は前年度とほぼ同じであった。これは、被疑者段階から国選弁護人の選任を請求する被疑者が増加したためと思われる。

資料 3-6 被疑者国選弁護事件 受理件数



資料 3-7 被告人国選弁護事件 受理件数



地方事務所ごと（支部別）の国選弁護事件（被疑者・被告人別）及び国選付添事件の受理件数は、次のとおりである。

■国選弁護事件（被疑者・被告人別）受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年5月13日集計)		2011年度 (2012年4月23日集計)	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	2,070	1,714	1,877	1,576
函館	294	217	303	214
旭川	339	311	337	247
釧路	464	450	426	397
宮城	1,373	1,088	1,108	940
福島	1,008	898	900	851
山形	411	440	487	411
岩手	533	487	428	404
秋田	406	434	378	427
青森	503	569	516	601
東京	7,061	8,737	7,419	8,637
多摩	1,773	1,403	2,047	1,401
神奈川	2,840	2,227	3,349	2,136
川崎	599	527	634	457
小田原	524	437	578	445
埼玉	3,294	2,130	3,462	1,902
川越	640	426	696	508
千葉	3,304	2,519	3,478	2,486
松戸	721	492	664	477
茨城	1,274	1,665	1,364	1,512
栃木	1,539	1,452	1,472	1,244
群馬	1,171	1,075	1,281	1,096
静岡	681	548	764	575
沼津	799	620	765	623
浜松	788	640	786	619
山梨	373	398	347	435
長野	669	817	734	935
新潟	944	968	919	852
愛知	2,995	2,814	3,155	2,881
三河	965	895	1,067	905
三重	785	781	839	808
岐阜	757	699	806	743
福井	318	271	345	309
石川	492	561	432	557
富山	263	284	290	293
大阪	6,157	7,574	6,460	7,466
京都	1,813	1,678	1,764	1,504
兵庫	1,360	1,500	1,497	1,322
阪神	664	708	700	737
姫路	596	751	691	652
奈良	743	678	765	719
滋賀	972	777	890	709
和歌山	622	853	618	741
広島	1,586	1,446	1,657	1,518
山口	796	726	797	610
岡山	1,045	1,045	1,280	1,115
鳥取	253	315	255	310
島根	291	314	332	335
香川	642	975	614	918
徳島	391	362	367	388
高知	558	643	551	641
愛媛	715	724	725	763
福岡	2,686	2,960	2,743	2,644
北九州	1,020	839	997	816
佐賀	563	557	583	482
長崎	563	561	483	502
大分	501	550	468	559
熊本	1,037	872	957	865
鹿児島	606	689	654	596
宮崎	706	567	751	566
沖縄	1,061	976	1,157	992
合計	70,917	69,634	73,209	67,374

■国選付添事件受理件数■

地方事務所	2010年度 (2011年 5月13日現在)	2011年度 (2012年 4月23日現在)
	札幌	18
函館	0	2
旭川	1	1
釧路	0	0
宮城	6	6
福島	0	1
山形	0	5
岩手	3	1
秋田	2	0
青森	2	1
東京	29	35
多摩	11	38
神奈川	43	48
川崎	3	1
小田原	2	4
埼玉	17	21
川越	4	2
千葉	35	70
松戸	10	4
茨城	8	5
栃木	10	6
群馬	25	4
静岡	2	6
沼津	4	6
浜松	3	5
山梨	1	3
長野	3	3
新潟	2	2
愛知	30	28
三河	4	10
三重	1	0
岐阜	5	4
福井	4	6
石川	1	1
富山	2	1
大阪	45	33
京都	3	6
兵庫	12	5
阪神	1	1
姫路	1	4
奈良	0	0
滋賀	2	3
和歌山	1	1
広島	7	2
山口	2	3
岡山	8	3
鳥取	0	1
島根	2	1
香川	0	4
徳島	0	0
高知	0	0
愛媛	0	0
福岡	14	27
北九州	4	0
佐賀	2	6
長崎	4	0
大分	0	0
熊本	3	3
鹿児島	9	25
宮崎	9	3
沖縄	3	2
合計	423	469

【注】「国選弁護事件受理件数」の「被告人」の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。したがって、上記は集計日時時点の件数である。

下表は、法テラスとの間で国選弁護士及び国選付添人の事務取扱いに関する契約を締結した弁護士数を、地方事務所別にまとめたものである。

### ■国選弁護士及び国選付添人契約弁護士数（スタッフ弁護士を含む）■

(2012年4月2日現在)

	国選弁護士契約数（人）	契約率	国選付添人契約数（人）	契約率	弁護士会会員数（人）
札幌	472	74.7%	369	58.4%	632
函館	39	88.6%	35	79.5%	44
旭川	56	88.9%	42	66.7%	63
釧路	57	89.1%	45	70.3%	64
仙台	308	81.9%	185	49.2%	376
福島県	149	97.4%	96	62.7%	153
山形県	73	88.0%	60	72.3%	83
岩手	84	88.4%	65	68.4%	95
秋田	59	84.3%	39	55.7%	70
青森県	86	88.7%	60	61.9%	97
東京					6,686
第一東京	8,452	56.0%	1,023	6.8%	4,110
第二東京					4,294
横浜	991	76.6%	441	34.1%	1,294
埼玉	511	80.0%	211	33.0%	639
千葉県	471	81.1%	247	42.5%	581
茨城県	181	86.6%	131	62.7%	209
栃木県	139	79.4%	79	45.1%	175
群馬	199	84.0%	128	54.0%	237
静岡県	324	85.0%	254	66.7%	381
山梨県	91	88.3%	62	60.2%	103
長野県	175	87.5%	110	55.0%	200
新潟県	201	86.3%	109	46.8%	233
愛知県	1,198	77.5%	218	14.1%	1,545
三重	139	92.1%	81	53.6%	151
岐阜県	133	85.3%	90	57.7%	156
福井	79	86.8%	68	74.7%	91
金沢	131	92.9%	82	58.2%	141
富山県	82	84.5%	47	48.5%	97
大阪	2,191	56.8%	853	22.1%	3,857
京都	462	78.4%	260	44.1%	589
兵庫県	536	75.0%	194	27.1%	715
奈良	120	85.1%	89	63.1%	141
滋賀	103	83.1%	99	79.8%	124
和歌山	108	87.1%	59	47.6%	124
広島	352	73.6%	86	18.0%	478
山口県	120	90.2%	75	56.4%	133
岡山	245	78.3%	160	51.1%	313
鳥取県	59	98.3%	49	81.7%	60
島根県	60	93.8%	49	76.6%	64
香川県	101	72.7%	58	41.7%	139
徳島	80	96.4%	75	90.4%	83
高知	71	81.6%	47	54.0%	87
愛媛	120	82.2%	67	45.9%	146
福岡県	735	74.6%	470	47.7%	985
佐賀県	78	90.7%	71	82.6%	86
長崎県	129	87.8%	111	75.5%	147
大分県	118	90.1%	69	52.7%	131
熊本県	183	83.2%	104	47.3%	220
鹿児島県	155	92.8%	107	64.1%	167
宮崎県	102	91.9%	87	78.4%	111
沖縄	151	64.5%	85	36.3%	234
合計	21,259	66.2%	7,701	24.0%	32,134

【注】 弁護士会会員数（正会員）は、2012年4月1日現在。

■国選弁護士契約者1人あたりの担当被告人数■

	国選弁護士契約弁護士数（2011.4.1）		弁護士会 会員数（人） （2011.4.1）	国選弁護人の 付いた被告人（人） （2011年）	国選弁護士契約者 1人あたりの担当 被告人数（人）	
	契約弁護士数（人）	契約割合				
北海道弁連	札幌	438	74.1%	591	1,426	3.3
	函館	33	84.6%	39	206	6.2
	旭川	43	79.6%	54	254	5.9
	釧路	52	86.7%	60	394	7.6
東北弁連	仙台	287	79.7%	360	779	2.7
	福島県	139	90.8%	153	889	6.4
	山形県	69	87.3%	79	389	5.6
	岩手	71	88.8%	80	402	5.7
	秋田	55	80.9%	68	362	6.6
	青森県	79	89.8%	88	581	7.4
関東弁連	東京	7,791	53.7%	14,517	6,561	0.8
	第一東京					
	第二東京					
	横浜	897	73.8%	1,216	2,859	3.2
	埼玉	456	79.0%	577	2,593	5.7
	千葉県	432	80.1%	539	2,722	6.3
	茨城県	155	82.9%	187	1,507	9.7
	栃木県	128	82.1%	156	1,228	9.6
	群馬	179	82.9%	216	1,000	5.6
	静岡県	288	82.3%	350	1,688	5.9
	山梨県	84	90.3%	93	369	4.4
	長野県	161	87.5%	184	796	4.9
	新潟県	184	84.8%	217	906	4.9
中部弁連	愛知県	1,091	75.6%	1,444	3,138	2.9
	三重	124	90.5%	137	756	6.1
	岐阜県	122	84.7%	144	704	5.8
	福井	77	87.5%	88	281	3.6
	金沢	115	92.0%	125	453	3.9
	富山県	75	87.2%	86	302	4.0
近畿弁連	大阪	2,075	55.8%	3,721	5,647	2.7
	京都	414	77.5%	534	1,501	3.6
	兵庫県	485	71.9%	675	2,570	5.3
	奈良	116	85.3%	136	608	5.2
	滋賀	87	78.4%	111	647	7.4
	和歌山	104	85.2%	122	764	7.3
中国地方弁連	広島	318	70.7%	450	1,148	3.6
	山口県	115	87.1%	132	574	5.0
	岡山	230	76.7%	300	930	4.0
	鳥取県	54	96.4%	56	301	5.6
	島根県	54	91.5%	59	265	4.9
四国弁連	香川県	97	72.9%	133	637	6.6
	徳島	70	93.3%	75	344	4.9
	高知	65	82.3%	79	647	10.0
	愛媛	115	81.6%	141	693	6.0
九州弁連	福岡県	701	75.5%	928	3,061	4.4
	佐賀県	74	90.2%	82	466	6.3
	長崎県	121	88.3%	137	491	4.1
	大分県	111	88.8%	125	447	4.0
	熊本県	165	80.5%	205	799	4.8
	鹿児島県	139	96.5%	144	563	4.1
	宮崎県	88	89.8%	98	407	4.6
沖縄	143	63.0%	227	873	6.1	
合計	19,566	64.1%	30,518	57,928	3.0	

- 【注】 1. 国選弁護士契約弁護士数は、日本司法支援センター調べによる2011年4月1日現在のもの。  
 2. 弁護士会会員数は、正会員で2011年4月1日現在のもの。  
 3. 国選弁護人の付いた被告人数は、『平成23年司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別」による全地方裁判所・全簡易裁判所別の合計値。  
 4. 国選弁護士契約弁護士数及び弁護士会会員数は、国選弁護人の付いた被告人数（2011年）に対応させるため、2011年4月1日現在の数値を用いた。

表12

## 2002年～2011年 刑事被疑者弁護援助件数の推移

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
東京三会	2,817	2,365	2,139	2,766	2,644	2,207	3,107	2,106	1,504	1,803
横浜	221	240	256	339	391	335	437	186	130	223
埼玉	44	59	80	161	181	144	474	341	295	359
千葉	58	97	139	149	127	155	183	93	60	135
茨城県	3	6	5	10	10	4	10	8	12	24
栃木県	4	23	10	15	4	11	14	6	7	7
群馬	5	3	9	12	10	9	22	37	17	20
静岡県	63	58	97	105	100	78	182	158	125	147
山梨県	4	9	3	16	34	28	45	45	12	17
長野県	10	77	6	3	11	12	21	26	23	19
新潟県	51	79	58	81	105	103	150	69	62	73
大阪	577	728	867	889	841	685	969	726	623	797
京都	199	309	379	328	321	280	352	168	191	199
兵庫県	52	67	61	59	86	85	107	64	54	79
奈良	51	27	37	57	55	57	100	56	23	27
滋賀	1	19	4	2	2	7	29	11	13	22
和歌山	6	3	18	13	14	15	21	16	14	17
愛知県	313	308	385	470	553	488	664	340	236	285
三重	11	11	18	10	11	14	15	22	13	37
岐阜	41	47	41	86	53	88	78	42	22	42
福井	1	7	3	8	7	11	37	24	12	31
金沢	36	62	45	65	84	59	63	31	24	31
富山	5	9	3	0	1	5	12	5	13	17
広島	177	162	150	209	290	210	304	136	96	129
山口	49	50	42	49	58	74	103	54	44	56
岡山	20	32	23	35	54	70	242	182	97	162
鳥取	5	74	6	4	14	13	41	23	20	16
島根	5	18	14	33	23	32	36	22	30	13
福岡	735	774	826	953	911	831	1,189	626	513	515
佐賀	39	14	33	26	19	31	60	48	27	53
長崎	55	55	58	90	60	59	86	65	43	44
大分	10	16	19	54	60	52	114	82	67	52
熊本	24	46	30	36	42	40	59	53	36	50
鹿児島	16	14	18	35	0	24	51	42	27	23
宮崎	68	152	102	123	118	95	191	64	66	96
沖縄	29	33	71	81	144	155	246	102	75	95
仙台	101	79	99	144	173	259	416	199	168	165
福島	14	20	26	45	35	24	43	17	11	28
山形	42	55	64	72	81	74	82	44	36	49
岩手	25	42	59	95	104	86	173	86	61	88
秋田	33	58	49	44	53	45	42	26	16	22
青森	32	35	46	45	84	59	51	32	31	40
札幌	226	236	294	396	435	355	650	374	271	320
函館	8	8	9	14	10	13	26	15	12	35
旭川	21	17	8	16	14	17	20	20	10	29
釧路	13	5	15	17	27	8	46	19	24	31
香川県	8	10	6	5	5	18	42	22	19	28
徳島	19	9	18	11	5	7	14	8	2	3
高知	0	4	1	6	5	12	19	2	18	4
愛媛	10	13	15	8	8	13	19	13	13	8
合計	6,357	6,644	6,764	8,290	8,480	7,556	11,457	6,956	5,318	6,565
前年比	7.7%	4.5%	1.8%	22.6%	2.3%	-10.9%	51.6%	-39.3%	-23.5%	23.4%

※ 刑事被疑者弁護援助件数について、2006年度以前は、財団法人法律扶助協会の実績件数である。2007年度は、2007年4月～9月の日本弁護士連合会における実績件数（2008年3月31日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数である。2008年度以降は、日本司法支援センターにおける各年度の終結件数である。

**【参照条文】**  
**（被疑者国選弁護制度関係）**

○ 刑事訴訟法

第三十一条の二

弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

- 2 弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。
- 3 弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がいないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

第三十六条

被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十六条の二

この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

第三十六条の三

この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額（標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

- 2 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第三十七条

左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

### 第三十七条の二

死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

- 2 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

### 第三十七条の三

前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

- 2 その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。
- 3 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

### 第三十七条の四

裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上的障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

### 第三十七条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

### 第三十八条

この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

- 2 前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

### 第三十八条の二

裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

### 第三十八条の三

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

- 一 第三十条の規定により弁護人が選任されたことその他の事由により弁護人を付する必要がなくなつたとき。
  - 二 被告人と弁護人との利益が相反する状況にあり弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。
  - 三 心身の故障その他の事由により、弁護人が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。
  - 四 弁護人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。
  - 五 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護人にその職務を継続させることが相当でないとき。
- 2 弁護人を解任するには、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。
  - 3 弁護人を解任するに当たっては、被告人の権利を不当に制限することがないようにならなければならない。
  - 4 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、裁判官がこれを行う。この場合においては、前三項の規定を準用する。

### 第三十八条の四

裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

## 証拠開示制度

## 公判前整理手続における証拠開示制度改正案

### 1. 公判前整理手続に付する請求権について

刑訴法316条の2を改正して、検察官及び被告人側に公判前整理手続に付することの請求権を認めるべきである。

#### 【刑訴法316条の2改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p>2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>	<p>1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、</u>第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。</p> <p><u>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは相手方又はその弁護人の意見を、職権により前項の決定をするときは検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u></p> <p><del>2</del><u>4</u> 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。</p>

## 2. リスト開示制度について

### 警察から検察へのリストの送致に関する規定の創設

特別部会での議論でも指摘されたとおり、近時、警察において保管されていた証拠が紛失したとの事例が報告されている。このような紛失が生じる要因の一つとして、当該事件の捜査の過程で作成又は入手された証拠を統一的に管理する責任の所在が不明瞭であることが考えられる。

そこで、全ての証拠を網羅したリストの作成及び開示を制度化する前提として、証拠管理の適正化を図るために、以下の点について刑訴法を改正するべきである。

）現行法下においても、警察官から検察官に事件が送致された後に警察官が作成又は入手した証拠は検察官に全て追送致されるべきものと解される。

しかし、警察官から検察官に証拠が送致されなかったことによって弁護人に対する開示に漏れが生じた事例（東京地裁立川支部の事例）があることを踏まえ、警察官が追加で作成又は入手した証拠は全て検察官に追送致されるべきことを明文化するべきである。

）警察官から検察官に対して、事件の捜査の過程で警察官が作成又は入手した証拠を記載したリストを送致する旨の規定を新設するべきである。

そのリストには、証拠を識別するに足りる事項として、作成又は入手した日、作成者、供述録取書についての供述者及び当該証拠の標目が記載されるべきである。そして、警察官によって作成されたリストが検察官に送致されることにより、検察官の責任において証拠を統一的に管理するべきである。

【刑訴法 2 4 6 条改正案】

現行法	改正案
<p>司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p>	<p><b>1</b> 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物<b>並びに当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表</b>とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</p> <p><b>証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項</b></p> <p><b>供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項</b></p> <p><b>前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項</b></p> <p><b>2</b> 司法警察員は、前項により事件を検察官に送致した後に作成又は入手した証拠があるときは、速やかに、<b>当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表とともに当該証拠を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りではない。</b></p>

## リストの開示に関する規定の創設

公判前整理手続において、被告人側の請求により全ての証拠の標目等を記載したリストを開示する仕組みを設けるべきである。

なお、リスト開示後に新たな証拠が作成又は入手された場合には、被告人側にその旨を通知する規定を設けるべきである。

### 【刑訴法316条の14の2新設案】

1 検察官は、前条の規定（注・検察官請求証拠の開示規定）により開示すべき証拠の開示をした場合において、被告人又は弁護人から請求があったときは、被告人又は弁護人に対し、検察官、検察事務官又は司法警察職員が当該事件の捜査の過程で作成又は入手した証拠に係る次の事項を記載した一覧表を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えなければならない。

証拠物の標目、入手年月日その他の当該証拠物を識別するに足りる事項

供述録取書及び映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であって供述を記録したものの標目、作成年月日、作成者、供述者その他の当該供述録取書及び記録媒体を識別するに足りる事項

前号に該当するもの以外の証拠書類の標目、作成年月日、作成者その他の当該証拠書類を識別するに足りる事項

2 検察官は、前項の規定により被告人又は弁護人に一覧表を開示した後に検察官、検察事務官又は司法警察職員が作成又は入手した証拠があるときは、被告人又は弁護人に対し、速やかに新たな証拠を作成又は入手したことを通知し、かつ、当該証拠に係る前項第1号乃至第3号に掲げる事項を記載した一覧表を前項に定める方法により開示しなければならない。

## リスト開示がなされない場合の裁定に関する規定の整備

検察官がリスト開示義務を履行しない場合には、裁判所の裁定によって解決を図ることとすべきである。

【刑訴法 316 条の 26 改正案】

現行法	改正案
<p>1 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 若しくは第 316 条の 15 第 1 項(第 316 条の 21 第 4 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)若しくは第 316 条の 20 第 1 項(第 316 条の 22 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第 316 条の 18 (第 316 条の 22 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求については決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第 1 項の請求についてした決定に対しては、</p>	<p>1 (改正なし)</p> <p><b>2 裁判所は、検察官が第 316 条の 14 の 2 第 1 項又は同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表を開示していないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該一覧表の開示を命じなければならない。</b></p> <p><del>2</del><b>3</b> 裁判所は、<b>第 1 項又は</b>前項の請求については決定をするときは、相手方の意見を聴かなければならない。</p> <p><del>3</del><b>4</b> 第 1 項<b>又は第 2 項</b>の請求についてした決定</p>

即時抗告をすることができる。	に対しては、即時抗告をすることができる。
----------------	----------------------

### リスト開示制度の創設に伴う条文の整理

刑訴法 316 条の 14 の 2 を創設することに伴い、以下のとおり所要の修正を行い、被告人が検察官請求証拠に関する意見を述べること及び予定主張を明示することを義務付けられるのはリスト開示を受けた後であることを明確にするべきである。

#### 【刑訴法 316 条の 16 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び前条第 1 項の規定による開示をすべき証拠 <b>並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表</b> の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第 326 条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

#### 【刑訴法 316 条の 17 第 1 項改正案】

現行法	改正案
被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予	被告人又は弁護人は、第 316 条の 13 第 1 項の書面の送付を受け、かつ、第 316 条の 14 及び第 316 条の 15 第 1 項の規定による開示をすべき証拠 <b>並びに第 316 条の 14 の 2 第 1 項及び同条第 2 項の規定による開示をすべき一覧表</b> の開

<p>定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>	<p>示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。</p>
---	---

### リスト開示に弊害がある場合の不開示制度

検察官が前記した刑訴法316条の14の2によるリスト開示に弊害があると主張する場合には、裁判所が検察官の申立てを受けて裁定する制度とするべきである。

開示を制限する方法としては、一覧表の一部を不開示とすること、開示の時期・方法を制限すること、開示に条件を付することなどが考えられる。

#### 【刑訴法316条の25の2新設案】

<p>1 裁判所は、第316条の14第1項又は同条第2項の規定による開示をすべき一覧表について、開示の必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して必要と認めるときは、検察官の請求により、決定で、当該一覧表の一部を不開示とし、当該一覧表の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p>
---

### 3. 類型証拠開示の拡大について

検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠は、現行法における刑訴法316条の15第1項各号の類型に該当するものに限られないから、同項を改正し、以下の証拠を開示対象に追加するべきである。

### **聞込み捜査報告書等（6号改正）**

6号における「事実の有無に関する供述」が事実の有無を直接知覚した者の原供述に限られるかについて解釈に争いがあるが、事実の有無を直接知覚したわけではない者の供述録取書等が開示されることが検察官請求証拠の証明力を判断するために重要である場合があるから、それらが6号の類型に該当することを明文化するべきである。

### **被告人以外の者の取調べ状況記録書面（8号改正）**

被告人以外の者の供述録取書等の証明力を判断するためには、同人の取調べ状況記録書面が作成されているのであればその開示を受けることが典型的に重要である。そこで、8号における取調べ状況記録書面の開示について、検察官側証人予定者に関するものを対象として追加するべきである。

### **押収経過に関する捜査報告書その他の供述録取書等（類型新設 [ 仮に9号とする ] 及び1号新設）**

検察官が証拠物の取調べを請求しているときは、その証拠物の関連性を判断するために、押収経過についての証拠の開示を受けることが重要であるから、新たな類型として追加するべきである。なお、証拠物の関連性判断が「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たるのかとの指摘もありうるが、関連性が認められなければ「証明力」が皆無であることになるから、関連性判断も広い意味での「検察官請求証拠の証明力」の判断に当たると解するべきである。

また、1号によって証拠物が開示される場合には、その証拠物の押収経過に関する証拠もあわせて開示されなければ検察官請求証拠の証明力判断を適切に行うことはできないから、1号による開示類型に証拠物の押収経過に関する証拠も追加するべきである。

## 【刑訴法 3 1 6 条の 1 5 第 1 項改正案】

### 改正案

1 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第 1 号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

#### 証拠物及び当該証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

第 3 2 1 条第 2 項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

第 3 2 1 条第 3 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

第 3 2 1 条第 4 項に規定する書面又はこれに準ずる書面

次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であって、当該供述録取書等が第 3 2 6 条の同意が  
されない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であって、検察官が特定の検察官請求証拠に  
より直接証明しようとする事実の有無に関する供述（供述者の直接体験した事実に関する供述に限られな

い。）を内容とするもの

被告人の供述録取書等

取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成すること  
を義務付けられている書面であって、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場  
所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人及び第 5 号イ又はロに掲げる者に係るものに限る。）

#### 証拠物が押収された経過に関する供述を内容とする供述録取書等

以上

## 当事者が整理手続に付すべき旨を申し出た事案について

(平成25年1月1日～同年4月30日まで)

(注) 全国の地検の検察官に対して、平成25年1月1日から同年4月30日までの間、当事者が裁判所に対して事件を整理手続に付すべき旨の申出を行った事案についての報告を求めた結果による。

### 1 概要

#### (1) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出た事案

総数：71件

検察官による申出	：	7件
被告人又は弁護人による申出	：	61件
双方による申出	：	3件

#### (2) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出たが同手続に付されなかった事案

総数：25件

検察官による申出	：	2件
被告人又は弁護人による申出	：	23件
双方による申出	：	0件

※ 整理手続に付されるか否かが未確定のもの：8件

### 2 被告人又は弁護人が申し出たものの整理手続に付されなかった事案について

総数：23件

#### ○ 検察官による証拠の任意開示の有無

任意開示が行われたもの	：	20件
任意開示が行われなかったもの	：	3件

うち [ 被告人又は弁護人の申し出の理由が証拠開示以外のもの：1件  
今後、任意開示が予定されているもの：2件 ]

#### ○ 公訴事実に対する争いの有無

争いのないもの	：	4件
争いのあるもの	：	19件

うち [ 争点・証拠構造が比較的単純であると思われるもの：16件  
打合せによって争点・証拠の整理をしたと思われるもの：2件  
その他：1件 ]

**【参照条文】**  
**(証拠開示制度関係)**

〔証拠の一覧表の交付関係〕

○ 刑事訴訟法

第三百十六條の十四

検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 一 証拠物
- 二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
- 三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面
- 五 次に掲げる者の供述録取書等
  - イ 検察官が証人として尋問を請求した者
  - ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

#### 第三百十六條の十六

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六條の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

#### 第三百十六條の十七

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。

3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

### 第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
- 二 第三百十六條の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

### 第三百十六條の二十七

裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

3 第一項の規定は第三百十六條の二十五第三項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

## ○ 刑事訴訟規則

### 第二百七條の二十六

法第三百十六條の二十七第二項の一覧表には、証拠ごとに、その種類、供述者又は作成者及び作成年月日のほか、同条第一項の規定により証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならない。

## 〔公判前整理手続の請求権関係〕

### ○ 刑事訴訟法

第三百十六條の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

2 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

2 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百十六條の五 公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 訴因又は罰条を明確にさせること。
- 二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。
- 三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。
- 四 証拠調べの請求をさせること。
- 五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 六 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百二十六條の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。
- 七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。
- 十 第三目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。
- 十一 第三百十六條の三十三第一項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。
- 十二 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

〔その他（類型証拠開示の対象拡大）関係〕

○ 刑事訴訟法

第三百十六條の十五

検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一 証拠物

二 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第三百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第三百二十六条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の種類及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

### 第三百十六條の十七

被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第三項の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

### 第三百十六條の二十

検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
  - 二 第三百十六條の十七第一項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

# 犯罪被害者等及び証人を支援・保護 するための方策の拡充

## 【参照条文】

### (ビデオリンク方式による証人尋問の拡充関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 第一百五十七条の四

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第七十六条 から第七十八条の二 まで若しくは第八十一条 の罪、同法第二百二十五条 若しくは第二百二十六条の二第三項 の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項 （第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項 （わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条 前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
  - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項 の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号 に係る同法第六十条第二項 の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条 から第八条 までの罪の被害者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。
- 3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

#### ○ 民事訴訟法

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

##### 第二百四条

裁判所は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、映像

と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、証人の尋問をすることができる。

一 証人が遠隔の地に居住するとき。

二 事案の性質，証人の年齢又は心身の状態，証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により，証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって，相当と認めるとき。

## ○ 民事訴訟規則

(映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百四条)

### 第二百三十三条

法第二百四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は，当事者の意見を聴いて，当事者を受訴裁判所に出頭させ，証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。

- 2 法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は，当事者及び証人の意見を聴いて，当事者を受訴裁判所に出頭させ，証人を受訴裁判所又は当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。この場合において，証人を受訴裁判所に出頭させるときは，裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。
- 3 前二項の尋問をする場合には，文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため，ファクシミリを利用することができる。
- 4 第一項又は第二項の尋問をしたときは，その旨及び証人が出頭した裁判所（当該裁判所が受訴裁判所である場合を除く。）を調書に記載しなければならない。

## 【参照条文】

### (被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 第一百五十七条の四

裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二 まで若しくは第八十一条 の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条 前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

### 第三百五条

1～3 (略)

4 第百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、第一項又は第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

### 第三百二十一条の二

被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第百五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五条第四項ただし書の規定は、適用しない。

3 (略)

## 【参照条文】

### (証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 第二百九十九条

検察官，被告人又は弁護人が証人，鑑定人，通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては，あらかじめ，相手方に対し，その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては，あらかじめ，相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し，相手方に異議のないときは，この限りでない。

##### 2 (略)

##### 第二百九十九条の二

検察官又は弁護人は，前条第一項の規定により証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，証人，鑑定人，通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，相手方に対し，その旨を告げ，これらの者の住居，勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が，犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き，関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることのないように配慮することを求めることができる。

##### 第二百九十九条の三

検察官は，第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり，被害者特定事項が明らかにされることにより，被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき，又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは，弁護人に対し，その旨を告げ，被害者特定事項が，被告人の防御に関し必要がある場合を除き，被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし，被告人に知られないようにすることを求めることについては，被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

## 【参照条文】

### (公開の法廷における証人の氏名等の秘匿関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 第二百九十条の二

裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条から第七十八条の二まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないことを認めるに至ったとき、第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

## 第二百九十一条

検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

- 2 前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。
- 3 (略)

## 第二百九十五条

裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

- 2 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。
- 3 裁判長は、第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。
- 4 裁判所は、前三項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
- 5 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

### 第三百五条

検察官，被告人又は弁護人の請求により，証拠書類の取調をするについては，裁判長は，その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し，裁判長は，自らこれを朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

2 裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては，裁判長は，自らその書類を朗読し，又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

3 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは，前二項の規定による証拠書類の朗読は，被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

4，5 （略）

公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

**【特別法における不出頭等に対する罰則の法定刑の例】**  
**(証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ関係)**

罰 則	法定刑
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条 (公正取引委員会の事件調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
中小企業等共同組合法117条 (公正取引委員会の調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
水産業共同組合法133条 (公正取引委員会の調査への事件関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律7条 (各議院の調査への証人の不出頭, 証言拒絶等)	1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金(併科可)
市町村の合併の特例に関する法律61条1項 (選挙管理委員会への関係人の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金
地方自治法100条3項 (地方公共団体の調査への選挙人等の不出頭, 証言拒絶等)	6月以下の禁錮又は10万円以下の罰金
民事執行法205条1号 (執行裁判所の審尋への不出頭, 陳述拒絶等)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
国民健康保険法122条 (国民健康保険審査会への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
児童福祉法62条の2 (障害児通所給付費等の審査のための審問への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律76条 (外国軍用品審判所の調査への参考人等の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
高齢者の医療の確保に関する法律169条1号 (後期高齢者医療審査会への関係者の不出頭, 陳述拒絶等)	30万円以下の罰金
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律94条の2 (公正取引委員会の一般的調査への事業者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
出入国管理及び難民認定法75条 (特別審理官(入国審査官の一種)への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶等)	20万円以下の罰金
介護保険法210条 (保険審査会の審理への関係人等の不出頭, 陳述拒絶等)	20万円以下の罰金
麻薬及び向精神薬取締法73条2号 (精神保健指定医の診察への麻薬中毒者等の不出頭等)	20万円以下の罰金
民事訴訟法193条, 200条, 201条 (民事裁判への証人の不出頭, 宣誓・証言拒絶)	10万円以下の罰金又は拘留(併科可)

**【罪名別被疑事件の既済人員中の起訴・不起訴人員】**  
**(証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ関係)**

犯人蔵匿等

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	1,081	281	99	182	390
平成22年	987	321	111	210	340
平成23年	1,005	266	90	176	418

証拠隠滅等

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	153	28	13	15	77
平成22年	129	25	13	12	64
平成23年	123	20	17	3	81

証人等威迫

	既済総数	起訴			不起訴
		総数	公判請求	略式命令 請求	総数
平成21年	15	6	5	1	7
平成22年	22	5	3	2	13
平成23年	12	3	3	—	8

(注)

検察統計による。  
 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。  
 この表においては、時効再起事件の人員(1人)を含まない。  
 この表の罪名は、事件の処理が既済となった時の被疑者の罪名である。  
 既済総数には、中止事件、家裁送致等を含む。

**【通常第一審事件の有罪（懲役・禁錮）人員－罪名別刑期区分別－全地方裁判所】  
（証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ関係）**

犯人蔵匿等

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	53	-	-	-	1	3	28	5	15
平成22年	46	-	-	-	1	6	28	4	7	-	-
平成23年	39	-	-	-	-	9	20	3	7	-	-

証拠隠滅等

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	6	-	-	-	-	-	6	-	-
平成22年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年	9	-	-	-	-	1	4	1	3	-	-

証人等威迫

	有罪（懲役・禁錮）人員	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
		実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予	実刑	執行猶予
		平成21年	4	-	-	-	-	-	-	3	1
平成22年	3	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-
平成23年	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

(注)  
最高裁判所事務総局の資料による。  
罪名は処断罪名である。

## 【参照条文】

### (証人の不出頭、宣誓・証言拒絶の各罪の法定刑の引上げ関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 第一百五十一条

証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

##### 第一百六十一条

正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

##### 第一百三十二条

裁判所は、身体の検査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

##### 第一百三十四条

第一百三十二条の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

##### 第一百三十八条

正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

**【参照条文】**  
**(証人の勾引要件の緩和関係)**

○ **刑事訴訟法**

第一百五十二条

召喚に応じない証人に対しては，更にこれを召喚し，又はこれを勾引することができる。

第一百五十三条

第六十二条，第六十三条及び第六十五条の規定は，証人の召喚について，第六十二条，第六十四条，第六十六条，第六十七条，第七十条，第七十一条及び第七十三条第一項の規定は，証人の勾引についてこれを準用する。

第五十七条

裁判所は，裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて，被告人を召喚することができる。

第五十八条

裁判所は，次の場合には，被告人を勾引することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が，正当な理由がなく，召喚に応じないとき，又は応じないおそれがあるとき。

**【参照条文】**  
**(証拠隠滅等罪等の法定刑の引上げ関係)**

○ 刑法

(犯人蔵匿等)

第百三条

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第百四条

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証人等威迫)

第百五条の二

自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三

偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四

偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の五

報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(暴行)

第二百八条

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(脅迫)

第二百二十二条

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

## ○ 暴力行為等処罰ニ関スル法律

### 第二条

財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第1条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

- 2 常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

### 第一条

団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ，団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条，第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

## ○ 犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）

### 第七条

禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が，団体の活動として，当該行為を実行するための組織により行われた場合において，次の各号のいずれかに該当する者は，三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 その罪を犯した者を蔵匿し，又は隠避させた者

二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し，偽造し，若しくは変造し，又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者

三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し，当該事件に関して，正当な理由がないのに面会を強請し，又は強談威迫の行為をした者

四 その罪に係る被告事件に関し，当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し，面会，文書の送付，電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず，威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し，当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し，面会，文書の送付，電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず，威迫の行為をした者

- 2 禁錮以上の刑が定められている罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において，前項各号のいずれかに該当する者も，同項と同様とする。

**【参照条文】**  
**(被告人の虚偽供述に対する制裁関係)**

○ 刑事訴訟法

第四百四十六条

何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第四百五十四条

証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第三百十一条

被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

- 2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。
- 3 陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

○ 刑法

(偽証)

第一百六十九条

法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

## 自白事件を簡易迅速に処理するための の手続の在り方

## 【参照条文】

### (自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方関係)

#### ○ 刑事訴訟法

##### 〔再起訴の制限関係〕

###### 第三百三十九条

左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

一、二 (略)

三 公訴が取り消されたとき。

四、五 (略)

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

###### 第三百四十条

公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

##### 〔簡易公判手続関係〕

###### 第二百九十一条の二

被告人が、前条第三項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

###### 第二百九十一条の三

裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

###### 第三百七条の二

第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法で行うことができる。

### 第三百二十条

第三百二十一条乃至第三百二十八条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

- 2 第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

### 〔即決裁判手続関係〕

#### 第三百五十条の二

検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

- 2 前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これを行うことができない。
- 3 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。
- 4 被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手続によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これを行うことができる。
- 5 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。
- 6 第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

#### 第三百五十条の三

前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手続によることについて同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

- 2 第三十七条の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

#### 第三百五十条の四

即決裁判手続の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

#### 第三百五十条の五

検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならない。

#### 第三百五十条の六

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

2 弁護人は、前項の同意をするときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

#### 第三百五十条の七

裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

#### 第三百五十条の八

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

- 一 第三百五十条の二第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。
- 二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。
- 四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

#### 第三百五十条の九

前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを開くことができない。

#### 第三百五十条の十

第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

- 2 即決裁判手続による証拠調べは、公判期日において、適当と認める方法で行うことができる。

#### 第三百五十条の十一

裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

- 一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。
- 二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。
- 四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

- 2 前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

#### 第三百五十条の十二

第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第三百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

#### 第三百五十条の十三

裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

#### 第三百五十条の十四

即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない。

### 第三百八十二条

事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

### 第三百八十四条

控訴の申立は、第三百七十七条乃至第三百八十二条及び前条に規定する事由があることを理由とするときに限り、これを行うことができる。

### 第四百三条の二

即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかわらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これを行うことができない。

- 2 原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第三百九十七条第一項の規定にかかわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

### 第四百十一条

上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一、二 (略)

三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四、五 (略)

### 第四百十三條の二

第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

## ○ 刑事訴訟規則

(即決裁判手続の申立ての却下)

### 第二百二十二条の十四

裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、法第三百五十条の八各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならない。法第二百九十一条第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかつた場合も、同様とする。

2 前項の決定は、これを送達することを要しない。

(公判期日の指定・法第三百五十条の七)

第二百二十二条の十七 法第三百五十条の七の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から十四日以内の日を定めなければならない。

## ○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(対象事件及び合議体の構成)

### 第二条

地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 裁判所法第二十六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）

2～7 (略)

## ○ 裁判所法

### 第十六条 (裁判権)

高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一～三 (略)

四 刑法第七十七条乃至第七十九条の罪に係る訴訟の第一審

## 第二十六条（一人制・合議制）

地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 （略）